第３章

景観形成のための行為の制限

第３章　景観形成のための行為の制限

1 建築物等の行為制限に関する基本的方針

(1)景観計画に基づく行為制限に関する基本的な考え方

市街地、住宅地、集落地などのまちなみ景観、農地の景観などの人為的につくられる景観は、個々の土地の開発や建築行為が一つひとつ積み重なって形成されていくもので、これらの行為の積み重ねが、地域の景観に大きな影響をもたらします。

豊かな自然景観や美しい眺望景観、固有の歴史文化的景観を維持保全し、上野原市らしい良好な景観形成を図るため、本計画では、土地の開発や建築物等の行為に関して一定のルールを定め、このルールに基づき、豊かな自然景観と調和する計画的な景観誘導を図っていきます。

●上野原市全体の建築物等に関するルールを定めます

市全体の行為制限については、地域特性に応じた良好な景観形成を図る観点から、「上野原市がめざす景観構造」において分類した景観ゾーンに基づき、市全域を３つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観形成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を誘導します。

また、本市では、月見ヶ丘地区や島田地区の良好な風致の維持に向けた風致地区条例や、上野原駅周辺、シビックゾーン周辺、コモアしおつにおける地区計画制度など、法令などによる一定の行為の制限が定められており、これら関連する制度との整合・連携を図りながら、効果的な景観コントロールを図っていきます。

■行為制限の考え方

【景観計画に定める事項】

■景観形成地域の区分

↓

■行為の制限事項
（届出対象行為と景観形成基準）

↓

■届出手続きに関する事項
（届出・勧告制度）

整合 ⇕ 連携

【法令などに定められている行為制限】

■法律に定められているもの
- 都市計画法（開発許可など）
- 建築基準法（建築確認など）
- 森林法（林地開発許可など）
- 屋外広告物法（屋外広告物の設置許可など）
- 文化財保護法（文化財の現状変更許可など）
- 農地法（農地転用許可など）

■条例等に定められているもの
- 県の条例（山梨県宅地開発事業の基準に関する条例、山梨県自然環境保全条例、山梨県屋外広告物条例、山梨県文化財保護条例など）
- 市の条例（上野原市風致地区条例、上野原市文化財保護条例、上野原市開発指導要綱など）

●大きく2段階の行為制限により、効果的な景観コントロールを図ります

本市では、まず、市全域に関する行為の制限事項を定め、景観行政をスタートしていきます。その後、先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきゾーンとして位置づけた「景観形成推進ゾーン」の中から、地域住民の取り組み状況や景観形成の優先順位の高いゾーンから順次「景観形成重点地区」*を指定し、地区の特性にふさわしい、よりきめ細やかな行為制限を定めたり、支援を充実することにより、重点的な景観形成を図ることを想定しています。

このように、本市では、市全域と景観形成重点地区に関する２段階の行為制限のルールを定め、景観コントロールを図ります。

注）＊　「景観形成重点地区」については、「第５章　2-(4)-②「景観形成推進ゾーン」の取組みの推進」をご参照下さい。

■「市全域」と「景観形成重点地区」の2段階による行為の制限

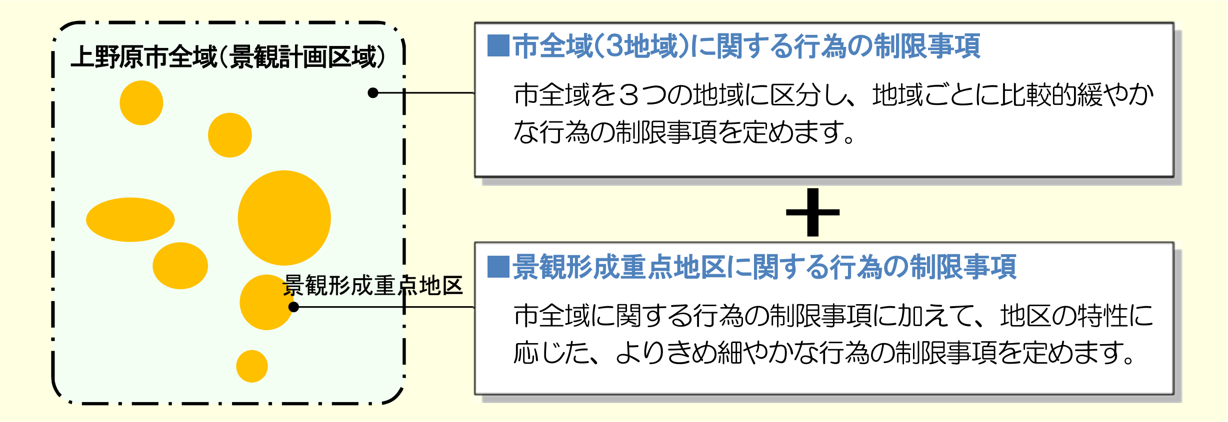

（2）景観計画で定める事項

① 景観形成地域の区分

本市の景観形成地域の設定にあたっては、前述した基本的な考え方に基づき、第２章の景観構造で示した５つの景観ゾーンを基本に、景観的な同質性や今後の効果的かつ円滑な制度の運用を考慮し、次の３つの地域を設定します。

■景観形成地域

区 分	景観ゾーン＊	地域の特色
市街地景観形成地域	○市街地景観ゾーン	●桂川、鶴川による河岸段丘上の平坦地に形成された中心市街地、桂川に沿う島田地区や巌地区の一部、コモアしおつ周辺、工業団地周辺の既成市街地です。 ●ＪＲ中央本線の２駅が位置し、本市の都市機能が集積するとともに、中心商店街の賑わい、昔ながらのまちなみや整然とした住宅地、工業地などが併存する地域です。 ●市民の多くが生活し、活発な都市活動が行われるなど景観の変化が進む地域であり、豊かな自然や地域景観と調和した良好な景観形成が求められています。
集落景観形成地域	○山間里山集落景観ゾーン ○谷筋集落景観ゾーン	●丘陵地や山麓の里山集落と、鶴川や秋山川等の谷筋や地形のひだに沿って形成された山間の農山村集落です。 ●河岸段丘上の丘陵地については、優れた眺望の保全と仰瞰される眺望への配慮を始め、甲州街道宿場町の歴史文化的景観の保全・活用や、自然と調和した趣ある里山・集落景観の維持・保全が求められています。 ●鶴川流域や秋山川流域の山間農山村集落については、複雑な地形や谷筋に沿って分散立地した集落景観の維持・保全と、集落それぞれの固有の文化や景観資源を活用した景観づくりが求められています。
森林景観形成地域	○里山森林景観ゾーン ○山地森林景観ゾーン	●本市北部の三頭山や奈良倉山、また、南部の高畑山や赤鞍岳から続く山稜といくつもの支脈の尾根筋、その山麓にかけて広がる山地と森林の地域です。 ●本市の景観の骨格を形成する重要な自然資源として、山並み、稜線からの眺望、多面的な機能を有する森林と森林景観の維持・保全が求められています。

注）＊ 景観ゾーンについては、「第２章 １-（３）上野原市の景観構造」をご参照下さい。

■景観形成地域の区分

市街地景観形成地域
集落景観形成地域
森林景観形成地域
地図の凡例
行政界
都市計画区域
鉄道・駅
中央自動車道
主要道路
主な山地
河川等
奥多摩町
小菅村
東京都
桧原村
神奈川県
相模原市
大月市
都留市
道志村
三頭山
大沢山
奈良倉山
槇寄山
坪山
丸山
土俵岳
熊倉山
三国山
権現山
雨降山
聖武連山
高指山
不老山
能岳
八重山
要害山
扇山
鶴川
仲間川
中央自動車道
談合坂SA（上り）
談合坂SA（下り）
上野原I.C
上野原駅
御前山
大野貯水池
四方津駅
桂川
御前山
JR中央本線
国道20号
高倉山
高柄山
矢平山
倉岳山
高畑山
二十六夜山
秋山川
阿夫利山
鳥井立
赤鞍岳
0 500 1000 2000 4000m

② 行為の制限事項（届出対象行為と景観形成基準）

本計画では、３つの景観形成地域ごとに、それぞれ「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

■景観計画に定める行為の制限事項

■届出対象行為

周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為を「届出対象行為」として定めます。

■景観形成基準

建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項を「景観形成基準」として定めます。

③ 届出手続きに関する事項

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合には、あらかじめ市に届出を行い、市が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。また、届出対象外の行為についても、景観形成基準は最低限のルールとして準拠し、景観に配慮しながら実施することが必要です。

市は、届出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合して、助言や指導を行います。不適合と判断した行為については、計画の是正の勧告を行い、特定届出対象行為において勧告に従わない場合は、変更命令を行うことになります。

なお、大規模な行為*2（規模の大きい建築物や工作物）は、届出の前に、市と事前協議*3を行う必要があります。

■行為の届出手続きの流れ

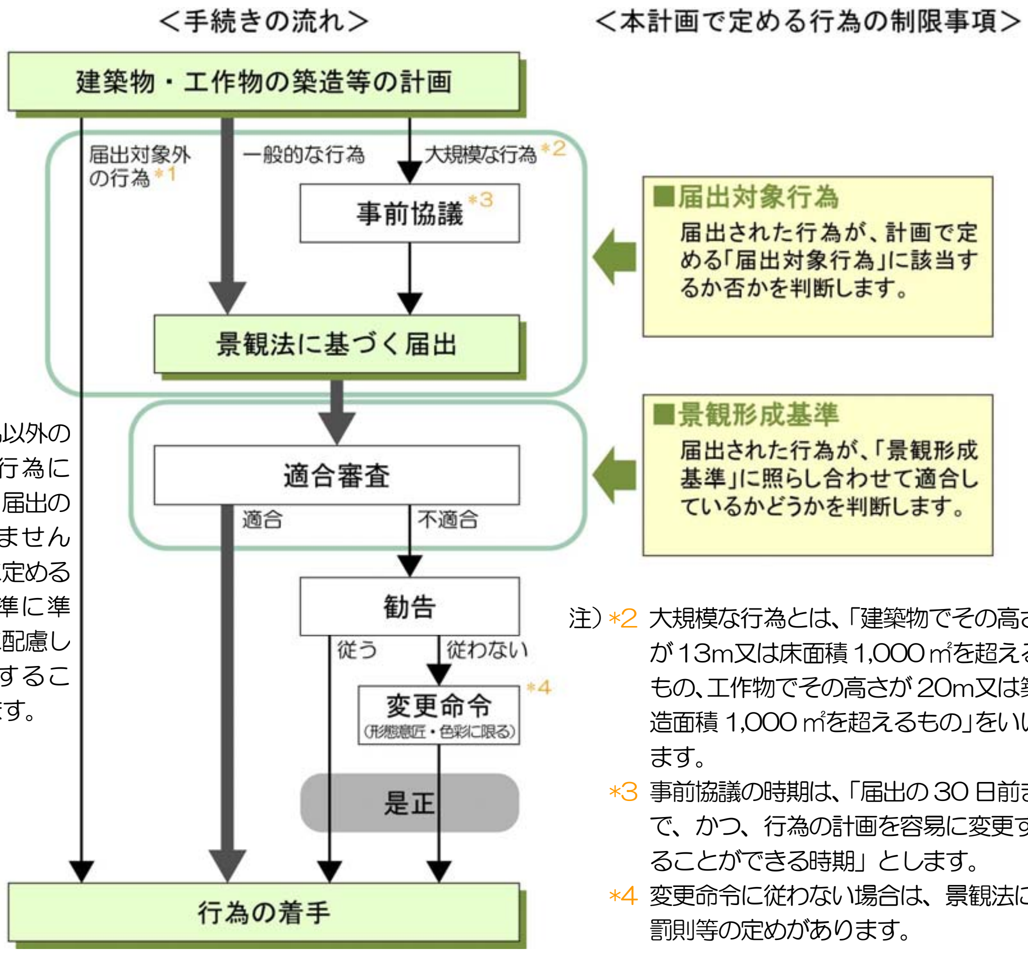

注）*1 届出対象行為以外の建築物等の行為にあたっては、届出の必要はありませんが、本計画に定める景観形成基準に準拠し、景観に配慮しながら実施することが望まれます。

注）*2 大規模な行為とは、「建築物でその高さが13m又は床面積1,000㎡を超えるもの、工作物でその高さが20m又は築造面積1,000㎡を超えるもの」をいいます。

*3 事前協議の時期は、「届出の30日前まで、かつ、行為の計画を容易に変更することができる時期」とします。

*4 変更命令に従わない場合は、景観法に罰則等の定めがあります。

（3）建築物等の行為制限に関する基本的な考え方

① 共通の基本的な考え方

景観形成方針に基づき、本市において建築物や工作物、土地の改変などの行為を行う場合の基本的な考え方を、次のように定めます。

■建築物等の行為に際しては、地形との親和性への配慮を前提として、豊かな自然景観や優れた眺望景観、歴史文化的景観などを損なうことのないよう最大限配慮するとともに、地域の個性および景観特性を尊重し、地域景観と調和した景観形成を図ります。

■「景観形成上重要な地域や場所」*については、場所の持つ景観の良さや質を損なわないよう、積極的な景観誘導を図ります。

注）＊ 景観形成重点ゾーン、景観形成重点地区、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所などを示します。

② 景観形成地域別の基本的な考え方

■市街地景観形成地域

市街地景観形成地域においては、自然景観や地域景観との調和、眺望景観の確保、市街地の特性に応じた秩序あるまちなみ景観を形成するため、次の事項に基づくものとします。

●中心市街地については、風格と個性が感じられる統一感のあるまちなみ景観の形成を図る

中心市街地や上野原駅周辺については、良好な眺望や地域の歴史性に配慮し、本市の顔・都市景観拠点としての風格と個性が感じられる、統一感のあるまちなみ景観の形成を図る。

●住宅地については、地域景観と調和し、まちなみの連続感や整序感の形成に配慮する

古くから形成された住宅市街地、新興住宅地、宅地化が進む郊外住宅地などについては、住宅地の特性や地域景観との調和を図り、まちなみ全体としての連続感や整序感の形成に配慮する。

●商業地については、賑わいと親しみ･界隈性のある周辺のまちなみ景観と調和した景観の形成を図る

国道 20 号沿道の中心商店街や幹線道路沿道の商業地については、賑わいの創出や地域に親しまれるよう界隈性を工夫しつつ、周辺のまちなみ景観と調和した景観形成を図る。

●工業地については、周辺の自然景観やまちなみ景観との調和に配慮する

工業地については、周辺の良好な自然景観やまちなみ景観に圧迫感や威圧感を与えないよう十分配慮するとともに、眺望景観への配慮と積極的な緑化を図る。

●水辺景観との調和に配慮する

建築物等が川や池などの水辺に面する場合は、水辺景観との親和性に配慮し、水辺に面する部分の緑化に努める。

●斜面樹林を維持･保全し、崖線の緑の連続性を確保する

段丘崖や市街地後背の斜面樹林の維持・保全と、崖線の緑の連続性の確保に配慮し、特色ある景観を損なわないようにする。

●良好な眺望景観に配慮する

市街地景観の背景となっている山なみや重層する眺望景観を損なわないよう、建築物等の高さや形態・意匠、色彩などに十分配慮する。また、丘陵地や中央自動車道などから市街地が一望されることから、建築物等の屋根の色彩や大規模な建築物・工作物等については、影響を最小限に抑える。

●歴史文化的景観との調和を図る

甲州街道の宿場町、水に関する歴史文化的資源、社寺・史跡などの景観資源があるところでは、資源周辺も含めた歴史文化的景観のもつ価値や雰囲気を損なわないよう、景観的な調和を図る。

■集落景観形成地域

集落景観形成地域においては、地形的な条件などによりそれぞれ異なる表情を持つ集落景観が形成されていることから、地域の成り立ちや、自然と共生し固有の営みに培われた趣ある景観を損なうことのないよう、次の事項に基づくものとします。

●集落独特の趣ある景観を損なわないようにする

鶴川や秋山川沿いの谷筋、中部丘陵地や仲間川沿いなどに点在する集落地については、里山や農地と一体となった農山村景観や各集落の独特な趣を損なわないよう、豊かな自然景観や地域景観との調和に十分配慮する。

●農や里山の景観を保全する

棚田や農地については、その保全に努めるとともに、農業用施設の配置や廃棄物・資材・土石などの堆積等に際しては、眺望景観や自然景観を損なわないようにする。

里山周辺については、開発などを抑制するとともに、既存樹木の伐採を極力抑え、やむを得ず伐採する場合は、植樹を施すなど周辺の自然景観と馴染ませる工夫をする。

●水辺景観との調和に配慮する

川や池、水路等も含め、水辺に面するところでは、自然素材の活用や落ち着いた色彩の使用など、水辺景観に違和感を与えないよう工夫するとともに、水辺に面する部分の緑化に努める。

●森林や斜面樹林を維持･保全し、緑豊かな景観との調和を図る

山麓や段丘崖、丘陵地後背の森林や斜面樹林の維持・保全とともに、山間・谷筋景観の骨格となる緑の連続性に配慮し、緑豊かな景観との調和を図る。

●重層する良好な眺望に配慮する

重層する山なみの眺望など多彩な眺望に優れた地域であり、良好な眺望場所を確保するとともに、建築物や工作物は高さや規模を抑え、眺望景観を損なわないよう配慮する。

また、市街地や主な眺望場所からの可視領域となる行為地については、緑豊かな山麓や丘陵地の景観、地域景観を損なわないよう十分に配慮する。

●固有の歴史文化的景観との調和を図る

甲州街道や宿場町、社寺・史跡などのほか、地域を特徴づける歴史文化的資源のあるところでは、古くからの伝統的な集落景観や地域の歴史文化的風致を損なわないよう、景観的な調和を図る。

■森林景観形成地域

森林景観形成地域においては、建築物や工作物、開発や地形改変等の行為はできる限り抑制に努めますが、やむを得ず行う場合は、特に次の事項に基づくものとします。

●森林景観の維持･保全を図る

森林を伐採する場合は必要最小限に抑え、やむを得ず伐採する場合は、復元緑化や施設まわりに適切な緑化を施すなど、周辺の自然景観となじませる工夫をする。

●森林景観との調和に配慮する

森林地域において建築物や工作物を設置する場合は、周辺の森林景観や自然景観の中で違和感を与えないよう、景観的な調和に配慮する。周辺からの眺望の対象となる行為地については、特に配慮する。

●山なみの眺望景観の保全に配慮する

山なみ景観や眺望景観を損なわないよう、建築物等の高さ、位置、形態・意匠、色彩等に配慮する。

2 景観形成地域ごとの行為の制限事項

(1)市街地景観形成地域

① 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長に届出が必要です。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行なう必要があります。

■届出の必要な行為　　　　**【市街地景観形成地域】**

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 10m又は行為部分の床面積の合計が 250 ㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 10m又は床面積の合計が 250 ㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ２mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 10m又は築造面積 250 ㎡を超えるもの
		地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設の類	高さ 10mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の合計面積が 10 ㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10 ㎡を超えるもの
開発等の行為	土地の形質の変更	行為面積 1,000 ㎡を超えるもの又は高さ３mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積 1,000 ㎡を超えるもの又は高さ３mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ３m又は面積 500 ㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 ㎡を超えるもの	

■届出が不要な行為

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第７項に規定する行為と市が定める次の行為は、届出の必要はありません。

○景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
○建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
○垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
○屋外における物品等の集積又は貯蔵で､その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
○山梨県文化財保護条例または上野原市文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

② 景観形成基準

■建築物－1

【市街地景観形成地域】

項　目		景観形成基準
配　置		●市街地から見える山なみや河川等の眺望や空間の広がり、斜面樹林等の緑の連続性を損なわないよう配置に留意する。 ●住宅地や商業地等の周辺のまちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 ●建築物の壁面位置は、圧迫感及び威圧感を緩和させるよう、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、空間の確保に努める。 ●敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。
外観	規　模	●建築物の高さは 20m以下とする。 ●個々の建築物の規模は極力コンパクトに抑え、大規模になる場合は建物を分棟化するなど、圧迫感を与えないよう工夫する。 ●周辺のまちなみ景観から著しく突出した印象を与えないよう、まちなみに一体感をもたせ、建築物と敷地のバランスに配慮する。
	形態・意匠	●外壁は、周辺の建築物との連続性に配慮し、まちなみ景観と調和した形態・意匠となるよう工夫する。 ●屋根・頂部形状は、できるだけ勾配屋根とするように努め、これが困難な場合は、周辺のまちなみ景観との調和に配慮したデザインを工夫する。 ●屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。 ●外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。 ●社寺、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮する。
	色彩等	●外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、背景となる山なみや斜面樹林の緑を引き立て、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする。 ●使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努める。但し、賑わいづくりが必要なところでは、アクセントを与える色彩を工夫する。 ●アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を旨とし、使用面積を抑える。
	材　料	●外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、耐久性に優れ、自然素材や地域特有の材料を用いるよう努める。 ●鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。
屋外照明		●駅周辺や商業地等においては、適度な屋外照明やライトアップなど、効果的な夜間景観の演出に配慮する。 ●住宅地等において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ●商業看板等の照明、ネオンサイン等は、過度な光量、けばけばしい光彩とならないよう配慮する。 ●点滅式など光源で動きのあるものは、原則として避ける。

■建築物－2

【市街地景観形成地域】

項　目	景観形成基準
緑 化	●既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ●道路に面する側はできるだけ緑化し、まちなみの統一感や緑の連続性の創出に努める。 ●住宅地では、敷地内の緑化に努め、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ●駅周辺や商業地等では、可能な限り敷地際の修景緑化に努めるとともに、プランターや花壇の設置など、緑化の方法を工夫する。 ●大規模な商業施設や工場等の規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ●使用する樹種については、周辺の樹林や緑地、街路樹等と調和したものとするよう努める。
その他	●屋外駐車場は、できるだけ出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。大規模な駐車場は、周辺景観との調和に配慮し、外周部の緑化に努める。 ●自動販売機の類は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ●ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。

■工作物

【市街地景観形成地域】

項　目	景観形成基準
垣、さく、塀の類	●まちなみとの連続性に配慮するとともに、周辺の景観及び建築物本体と調和したものとする。 ●高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ●長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。
電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	●設置に際しては、眺望景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、道路その他公共の場から見えにくい位置に設置し、下部を植栽などにより目立たないように工夫する。 ●高さは 30m以下とする。 ●形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ●色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ●反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。 ●電柱、電話柱の類は、できるだけ共架に努め、数を少なくする。 ●移動通信用鉄塔については、上野原市移動通信用鉄塔等設置基準による。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設	●周囲の山なみや自然景観、眺望景観、まちなみ景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に留意する。 ●工作物の高さは 20m以下とする。 ●形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 ●太陽光・風力・小水力発電施設を設置する場合は、目立たない位置とし、眺望や周囲の景観を損なわないよう、また、重要な視点場から望見できないよう配慮する。 ●太陽光発電施設については、上野原市太陽光発電施設景観形成基準による。

■開発行為等

【市街地景観形成地域】

項　目	景観形成基準
土地の形質の変更	●土地の形質の変更は、地形の特徴を損なわないよう配慮し、必要最小限に抑える。 ●周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面や擁壁などを生じないよう努める。 ●法面が生じる場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木・草花等による緑化に努める。 ●擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努める。 ●敷地内の既存の良好な樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用に努める。 ●形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	●掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ●採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	●堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ●積み上げに際しては、整然と積み上げ、威圧感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ●敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	●樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ●良好な眺望場所の近傍においては、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ●既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ●伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）の実施に努める。

(2)集落景観形成地域

① 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長に届出が必要です。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行なう必要があります。

■届出の必要な行為　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**【集落景観形成地域】**

<table>
<tr><th colspan="2">行為の種類</th><th colspan="2">届出の対象</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>新築、改築、増築若しくは移転</td><td colspan="2">高さ10m又は行為部分の床面積の合計が250㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）</td></tr>
<tr><td>外観の模様替え、色彩の変更</td><td colspan="2">高さ 10m又は床面積の合計が 250 ㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工作物</td><td rowspan="5">新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更</td><td>垣、さく、塀の類</td><td>高さ 2mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類</td><td>高さ 15mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類</td><td>高さ 10mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類</td><td>高さ 10m又は築造面積 250 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設の類</td><td>高さ 10mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が 10 ㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">開発等の行為</td><td>土地の形質の変更</td><td colspan="2">行為面積 500 ㎡を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</td></tr>
<tr><td>鉱物の掘採又は土石の類の採取</td><td colspan="2">行為面積 500 ㎡を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</td></tr>
<tr><td>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積</td><td colspan="2">高さ 2m又は面積 300 ㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの</td></tr>
<tr><td>木竹の伐採</td><td colspan="2">土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 ㎡を超えるもの</td></tr>
</table>

■届出が不要な行為

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と市が定める次の行為は、届出の必要はありません。

○景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
○建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
○垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
○屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
○山梨県文化財保護条例または上野原市文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

② 景観形成基準

■建築物－1　　　　　　　　　　　　　　　　　**【集落景観形成地域】**

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td colspan="2">配　置</td><td>●優れた眺望景観を阻害しないよう、また、山なみの稜線と調和するよう配置に留意する。地形の高低差がある場合はそれを活かし、周囲の自然景観や里山景観と調和し、農山村集落の趣を損なわないよう配置に留意する。
●集落地の家なみの連続性に配慮し、周辺の建築物と調和する配置とする。
●建築物の壁面位置は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、空間の確保に努める。
●敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">外観</td><td>規　模</td><td>●建築物の高さは 15m以下とする。
●個々の建築物の規模は極力コンパクトに抑え、農山村集落の趣と良好な眺望景観を阻害しないように配慮する。
●周辺の集落景観から著しく突出した印象を与えないよう、家なみに一体感をもたせ建築物と敷地のバランスに配慮する。</td></tr>
<tr><td>形態･意匠</td><td>●外壁は、集落地の家なみの連続性に配慮するとともに、周辺の自然景観と里山景観、趣のある農山村集落景観と調和した形態・意匠となるよう工夫する。
●屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とする。また、趣ある農山村集落の景観を損なわないよう、周辺の家なみと勾配屋根が連続する屋根の形態に配慮する。
●屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。
●外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。
●社寺、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮する。また、周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合は、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努める。</td></tr>
<tr><td>色彩等</td><td>●外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、自然や里山の緑を引き立て、周辺の農山村集落の景観と調和した色調とする。
●基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。
●使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努める。
●アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を旨とし、使用面積を抑える。
<table>
<tr><th colspan="2">部位</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td rowspan="6">基調色</td><td rowspan="6">各立面の 2/3 以上</td><td rowspan="2">OR~4.9YR</td><td>3.0 以上 8.0 未満</td><td>3.0 以下</td></tr>
<tr><td>8.0 以上</td><td>1.0 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5.0YR~5.0Y</td><td>3.0 以上 8.0 未満</td><td>5.0 以下</td></tr>
<tr><td>8.0 以上</td><td>4.0 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>3.0 以上 8.0 未満</td><td>1.5 以下</td></tr>
<tr><td>8.0 以上</td><td>1.0 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋根色</td><td rowspan="2">屋根</td><td>OR~5.0Y</td><td>6.0 以下</td><td>5.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>6.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>材　料</td><td>●外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、耐久性に優れ、自然素材や地域特有の材料を用いるよう努める。
●鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。</td></tr>
</table>

■建築物－2

【集落景観形成地域】

項　目	景観形成基準
屋外照明	●集落地において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ●建物の外構で照明を行う場合は、周辺の住環境、生物の生息環境に留意する。 ●点滅式など光源で動きのあるものは、原則として避ける。
緑　化	●既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ●集落地においては、敷地内の緑化に努め、緑の連続性を確保するよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ●規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ●使用する樹種については、周辺の森林や里山、樹林等と調和し、地域の風土や自然植生に即したものとするよう努める。
その他	●屋外駐車場は、できるだけ出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。 ●自動販売機の類は、できるだけ設置を控えるものとし、設置する場合は、周辺の自然景観や里山景観、農山村集落景観の趣を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ●ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。

■工作物

【集落景観形成地域】

項　目	景観形成基準
垣、さく、塀の類	●集落地の家なみの連続性に配慮するとともに、周辺の自然景観や里山景観、農山村集落景観及び建築物本体と調和したものとする。 ●既存の石垣は、保全するよう配慮する。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。 ●高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ●長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。
電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	●設置に際しては、山なみの稜線の分断や、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から５m以上後退するとともに、下部を植栽などにより目立たないように工夫する。 ●高さは 30m以下とする。 ●形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ●色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ●反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。 ●電柱、電話柱の類は、できるだけ共架に努め、数を少なくする。 ●移動通信用鉄塔については、上野原市移動通信用鉄塔等設置基準による。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	●周囲の山なみや稜線の連続性、自然景観、眺望景観、農山村景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に留意する。 ●工作物の高さは 15m以下とする。 ●形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設	●太陽光・風力・小水力発電施設を設置する場合は、目立たない位置とし、眺望や周囲の景観を損なわないよう、また、重要な視点場から望見できないよう配慮する。 ●太陽光発電施設については、上野原市太陽光発電施設景観形成基準による。

■開発行為等

【集落景観形成地域】

項　目	景観形成基準
土地の形質の変更	●できるだけ自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないよう努める。 ●法面が生じる場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木・草花等による緑化に努めるなど、周辺からの見え方に十分配慮する。 ●擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努めるなど、周辺からの見え方に十分配慮する。 ●敷地内の既存の良好な樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用に努める。 ●形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	●掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ●採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	●堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ●積み上げに際しては、整然と積み上げ、威圧感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ●敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	●樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ●良好な眺望場所の近傍においては、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ●既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ●伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）の実施に努める。

(3)森林景観形成地域

① 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長に届出が必要です。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行なう必要があります。

■届出の必要な行為 **【森林景観形成地域】**

<table>
<tr><th colspan="2">行為の種類</th><th colspan="2">届出の対象</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>新築、改築、増築若しくは移転</td><td colspan="2">行為部分の床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）</td></tr>
<tr><td>外観の模様替え、色彩の変更</td><td colspan="2">変更部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工作物</td><td rowspan="5">新築、増改築、移転、
外観の模様替え、
色彩の変更</td><td>垣、さく、塀の類</td><td>高さ 1.5mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>電線類、電柱、鉄塔、
アンテナの類</td><td>高さ 15mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>煙突、記念塔、高架水槽、
彫像の類</td><td>高さ 5mを超えるもの</td></tr>
<tr><td>遊戯施設、製造プラント、
貯蔵施設、処理施設の類</td><td>高さ 5m又は築造面積 10 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設の類</td><td>高さ５ｍを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が 10 ㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">開発等の行為</td><td>土地の形質の変更</td><td colspan="2">行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</td></tr>
<tr><td>鉱物の掘採又は土石の類の採取</td><td colspan="2">行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの</td></tr>
<tr><td>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積</td><td colspan="2">高さ 1.5m又は面積 100 ㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの</td></tr>
<tr><td>木竹の伐採</td><td colspan="2">土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積 300 ㎡を超えるもの</td></tr>
</table>

■届出が不要な行為

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第７項に規定する行為と市が定める次の行為は、届出の必要はありません。

○景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
○建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
○垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
○屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
○山梨県文化財保護条例または上野原市文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

② 景観形成基準

■建築物－1

【森林景観形成地域】

項目		景観形成基準
配置		●周囲から目立たないよう、稜線や斜面上部への配置は極力避ける。また、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう配置に留意する。 ●稜線の分断や山なみの眺望を損なわないよう、自然の地形を活かし、周囲の自然景観や森林景観と調和する配置に留意する。 ●建築物の壁面位置は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、空間の確保に努める。 ●敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。
外観	規模	●建築物の高さは 13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。 ●周辺の自然景観に対して著しく突出した印象を与えないよう、規模は極力抑え、建築物と敷地のバランスに配慮する。
	形態・意匠	●外壁は、森林などの周辺の自然景観と調和した形態・意匠に配慮する。 ●屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とする。また、森林など周辺の自然景観を損なわないようデザインを工夫する。 ●屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。 ●外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。 ●社寺、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮する。
	色彩等	●外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、森林や里山の緑を引き立て、周辺の自然景観と調和した色調とする。 ●基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。 ●使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努める。 ●アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を旨とし、使用面積を抑える。

部位		色相	明度	彩度
基調色	各立面の 2/3 以上	0R～4.9YR	3.0 以上 8.0 未満	3.0 以下
			8.0 以上	1.0 以下
		5.0YR～5.0Y	3.0 以上 8.0 未満	5.0 以下
			8.0 以上	4.0 以下
		その他	3.0 以上 8.0 未満	1.5 以下
			8.0 以上	1.0 以下
屋根色	屋根	0R～5.0Y	6.0 以下	5.0 以下
		その他	6.0 以下	3.0 以下

項目		景観形成基準
外観	材料	●外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、耐久性に優れ、自然素材や地域特有の材料を用いるよう努める。 ●鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。

■建築物－2

【森林景観形成地域】

項　目	景観形成基準
屋外照明	●夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ●建物の外構で照明を行う場合は、周辺の自然環境、生物の生息環境に留意する。 ●点滅式など光源で動きのあるものは、原則として避ける。
緑　化	●既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ●敷地内は緑化に努め、緑の連続性を確保するよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ●規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ●使用する樹種については、周辺の自然植生に配慮するとともに、森林景観や自然景観と調和し、地域の風土や自然植生に即したものとするよう努める。
その他	●屋外駐車場は、できるだけ出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。 ●自動販売機の類は、できるだけ設置を控えるものとし、設置する場合は、周辺の森林景観や自然景観を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ●ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。

■工作物

【森林景観形成地域】

<table>
<tr><th>項　目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td>垣、さく、塀の類</td><td>●周辺の森林景観や自然景観及び建築物本体と調和したものとする。
●既存の石垣は、保全するよう配慮する。やむを得ず撤去の場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。
●高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
●長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。</td></tr>
<tr><td>電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類</td><td>●設置に際しては、山なみの稜線の分断や、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から５m以上後退するとともに、下部を植栽などにより目立たないように工夫する。
●山岳等においては、自然な稜線を乱さないよう、位置及び高さに配慮する。
●高さは 30m以下とする。
●形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。
●色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や山なみ景観に配慮した色調を用いる。
●反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。
●電柱、電話柱の類は、できるだけ共架に努め、数を少なくする。
●移動通信用鉄塔については、上野原市移動通信用鉄塔等設置基準による。</td></tr>
<tr><td>煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類</td><td rowspan="3">●周囲の山なみや稜線の連続性、自然景観、森林景観、眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に配慮する。
●工作物の高さは 13m以下とする。
●形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
●太陽光・風力・小水力発電施設を設置する場合は、目立たない位置とし、眺望や周囲の景観を損なわないよう、また、重要な視点場から望見できないよう配慮する。
●太陽光発電施設については、上野原市太陽光発電施設景観形成基準による。</td></tr>
<tr><td>遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類</td></tr>
<tr><td>地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設</td></tr>
</table>

■開発行為等

【森林景観形成地域】

項　目	景観形成基準
土地の形質の変更	●できるだけ自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないよう努める。 ●法面が生じる場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木・草花等による緑化に努めるなど、周辺からの見え方に十分配慮する。 ●擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努めるなど、周辺からの見え方に十分配慮する。 ●敷地内の既存の良好な樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用に努める。 ●形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	●掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ●採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	●堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ●積み上げに際しては、整然と積み上げ、威圧感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ●敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	●森林の伐採は原則として抑制するものとする。やむを得ず伐採する場合は、森林景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ●良好な眺望場所の近傍においては、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ●既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ●伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）の実施に努める。

・大野貯水池

第４章
景観資源等の質的向上に向けて

第４章　景観資源等の質的向上に向けて

■基本的な考え方

上野原市の風景資産を継承し、魅力的な景観形成を推進していくため、第３章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、本市の景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等について、その質的向上と景観まちづくりへの活用を図るため、次の事項を定めます。

■景観資源等の質的向上に向けて定める事項

景観法で定める事項

【建造物・樹木】
①景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項（法第8条第2項第3号関係）
～景観上重要な役割を果たしている建造物や樹木を指定し、積極的な保全と景観の質的向上を図ります。

【公共施設】
②景観重要公共施設に関する事項（法第8条第2項第4号ロ関係）
～景観上重要な役割を果たしている道路、河川、公園等の公共施設を指定し、景観に配慮した先導的な施設整備を推進します。

【屋外広告物】
③屋外広告物の表示・設置に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）
～屋外広告物等の表示・設置に関して一定の制限を定め、まちなみ景観の質的な向上を図ります。

【農の景観】
④特色ある農の景観の保全・活用に関する事項（法第55条関係）
～景観に配慮した農業施策の方向を定め、特色ある農の景観の維持・保全と質的な向上を図ります。

上野原市独自で定める事項

①甲州街道宿場町の歴史的景観の保全・活用に関する事項
～甲州街道宿場町のまちなみと周辺の歴史資産を一体的に保全・活用し、本市を代表する歴史的景観の質的な向上を図ります。

②文化的景観の保全・活用に関する事項
～水の文化を象徴する景観、複雑な地形に寄り添うように分散立地する集落固有の文化やふるさとの原風景など、人々の永い営みにより創り上げられた文化的景観の維持・保全と質的な向上を図ります。

③眺望景観の保全・活用に関する事項
～良好な眺望場所や眺望域の指定、眺望場所の整備、眺望景観の保全・活用等に関する事項を定め、優れた眺望景観の保全と質的な向上を図ります。

④その他の法令と併せた効果的な活用
～都市計画法や文化財保護法などを活用し、景観の質的な向上を図ります。

1 景観法で定める事項

(1)景観重要建造物･景観重要樹木に関する事項

－景観重要建造物･景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)－

① 基本的な考え方

景観的に特色のある建造物や樹木は、地域の景観を特徴づける重要な景観資源であることから、資源の保全を図るとともに、積極的に景観まちづくりに活用することが必要です。

このため、市内の建造物および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定*し、それらの保存を図るとともに、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

指定に際しては、今後、住民からの情報提供や推薦を募るとともに、文化財保護法など他法令による指定や管理状況等も踏まえながら、土地・建物の所有者や「上野原市都市計画審議会」の意見を聴き、定めていくものとします。

② 指定に関する事項

■景観重要建造物(建築物、工作物)

市内には、旧大正館などの文化財に指定されている歴史的建造物以外に、甲州街道筋の町屋や旧家、集落における特徴的な古民家、伝統的建造物や地域のシンボルとなっている公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に視認することができる建造物を次の基準に基づき、「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

■指定基準

- 地域固有の歴史･文化や気候風土に根ざした特徴的な建造物で、保全･継承の必要性の高い建造物
- 建築的な価値や優れたデザインを有し、市や地域のランドマーク、シンボルとなっている建造物
- 多くの市民や観光客等に愛され、親しまれている建造物
- 今後の景観形成において手本となるような建造物

■景観重要樹木

市内には、上野原の大ケヤキなどの文化財に指定されている天然記念物以外に、地域景観を特徴づけている大木や古木、古くから地域住民に親しまれ、大切に守られている樹木が分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に視認することができる樹木を次の基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

■指定基準

- 気候風土に根ざした特徴や学術的な意義を有する樹木
- その樹容(樹高、樹形等)から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 地域の歴史や文化を感じさせるなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの市民、観光客等に愛され、親しまれている樹木、地域住民に大切に守られている樹木

注）＊「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しており、新しいものであっても、地域の景観形成上重要な役割を果たしていれば指定の対象となります。但し、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、指定の対象からは除外します。
今後、上記に指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更する行為については市長の許可が必要となりますが、一方、相続税が減免されるなどの優遇措置も受けられます。

(2)景観重要公共施設に関する事項

―景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号ロ関係)―

① 基本的な考え方

道路や河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素の一つであり、周辺の自然環境や地域のまちなみ等と調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

また、公共施設は地域の良好な景観形成を先導する重要な役割を担っていることから、今後は、景観形成上特に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、地域のまちづくりと連携して景観に配慮した整備を推進します。

② 指定に関する事項

景観形成上特に重要な公共施設については、次の基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、景観条例の施行後、公共施設管理者との協議による同意を得るとともに、「上野原市都市計画審議会」の意見を聴き、順次指定を検討していきます。

■指定基準

- 景観形成上、重要な資源の周辺や良好な眺望景観を有する公共施設(道路、河川、公園など)
- 良好な景観を有し、本市のシンボルとなっている河川等
- 本市のまちなみやにぎわい・交流、歴史文化などの景観の骨格を形成する道路
- 特徴的な景観を有する橋梁などの土木構造物
- 多くの市民や観光客等に親しまれている、地域の顔となるような景観を創出する公共施設
- 施設整備や改修等により周辺景観との調和に多大な影響を及ぼすと想定される公共施設

注)＊ 公共施設のうち、公共建築や鉄道駅等の建造物は、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物として指定します。

■景観重要公共施設(候補例)

区　分		施設の候補例
景観重要河川		桂川、鶴川、秋山川　など
景観重要道路	まちなみ景観やにぎわい・交流の景観の骨格を形成する道路	国道20号、(都)中央通り線、(都)諏訪通り線、(都)りんどう通り線、(都)水路通り線、(主)上野原あきる野線、(主)上野原丹波山線、(県)野田尻四方津停車場線、(県)棡原藤野線、(県)佐野川上野原線、(主)四日市場上野原線、(都)本通り線、(都)東通り線、(県)新田松留線　など
	歴史的まちなみ景観など沿道景観との調和が求められる道路	国道20号、(主)大月上野原線　など
	今後景観の配慮が求められる道路・構造物	国道20号、中央自動車道(仮称)談合坂スマートIC、上野原駅周辺の主要アクセス道路　など
景観重要公園		―

注)＊ 景観重要公園の指定は、都市公園法による都市公園が対象となります。

③ 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、公共施設管理者との協議のもと、次の考え方に基づき、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携を図りながら、景観に配慮した施設整備に努めます。

また、景観重要公共施設に限らず、行政が率先して景観に配慮した施設整備を推進するため、「(仮称)上野原市公共施設デザインガイドライン」の策定や「サイン整備計画」の見直しを検討します。

■景観重要公共施設の整備方針の考え方

区　分	整備方針の考え方
景観重要河川	○環境や景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、水制工、河川占用物など） ○地域特性を考慮した緑の連続性の創出、河川の環境美化、維持管理 ○河川の水質、動植物の生息環境の維持・保全 ○眺望場所や親水空間の確保 ○景観に配慮した統一感のある公共サインの設置 ○ごみの不法投棄等の景観阻害要因の改善
景観重要道路	○良好な自然景観、眺望景観、まちなみ景観に配慮した道路の整備 （歩行空間、舗装、交通安全施設、街灯、擁壁・法面、排水施設等の構造物など） ○地域特性を考慮した緑の連続性の創出、道路の環境美化、維持管理 ○景観に配慮した統一感のある公共サインや標識の設置 ○補修・改修時の景観阻害要因の改善
景観重要公園	○良好な眺望を活かした公園の整備 ○周辺の景観や自然環境と調和した統一感ある公園施設やサインの整備 ○地域特性を考慮した特色ある緑化や施設の整備、環境美化、維持管理

・桂川の河川景観

（3）屋外広告物の表示・設置に関する事項

－屋外広告物の表示･設置等の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）－

① 基本的な考え方

屋外広告物は、市民や来訪者等に多くの情報を提供するだけでなく、その形態意匠や設置位置などがまちなみ景観や景観形成に与える影響は大きいことから、良好な景観形成に向けた適正な規制・誘導が求められます。

現在、本市では、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為に対しては、「山梨県屋外広告物条例」に基づき一定の規制（許可申請）が行われています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、地域の景観特性に配慮した、よりきめ細かい規制・誘導を図り、実状に応じた取り組みを推進していく必要があります。そのため、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく、市独自の屋外広告物条例の制定をめざしていきます。

② 屋外広告物の表示･設置の制限に関する事項

今後、本市独自の規制・誘導に向けた屋外広告物条例を制定する際は、次のような考え方に基づいて検討を図ります。

■指定基準

●良好な自然景観や眺望景観、歴史文化的景観やまちなみ景観など、良好な景観の維持･保全を図る必要性の高いところや、衆目に触れることの多い場所周辺においては、著しく周辺景観になじまないもの、突出し目立つものとならないよう配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

項　目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	○景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設、良好な眺望場所の周辺など、景観の維持・保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ○必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や里山集落景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○幹線道路や主要な交差点付近に設置する看板類については、コンパクトに集約化し、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○放置された老朽看板については、撤去に努める。
色　彩	○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素　材	○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照　明	○照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

(4)特色ある農の景観の保全･活用に関する事項

―景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第 55 条関係)―

① 基本的な考え方

秋山地区富岡の棚田をはじめとした、山麓・山間の緩傾斜地に分散する農と里山の景観は、人々の営みの中で生まれ育まれてきたものであり、地域の生活や文化、歴史を感じ取ることのできる本市の大切な郷土景観となっています。

こうした良好な農山村景観を維持・保全し、地域農業の活性化を図るため、「上野原市農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、次に示す「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。

･秋山地区富岡の棚田

■「景観農業振興地域整備計画」の概要

「景観農業振興地域整備計画」とは、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別に、美しい田園景観・農村景観の保全・創出と景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、市町村が作成することができる計画で、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動について定めるものです。

計画の策定にあたっては、「農業振興地域整備計画」や「中山間地域総合整備事業」等との整合を図る必要があります。

計画づくりの動機

○山間部の里山や農山村の景観を守りたい
○棚田の景観を守りたい
○遊休農地や耕作放棄地を解消したい
○「食と農」の文化を核とした地域振興を進めたい
○都市と農山村交流を活性化させたい
○景観と調和したほ場整備や農道整備をしたい

↓

「景観農業振興地域整備計画」の策定

計画に定める事項

■景観農業振興地域整備計画の区域
■景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
■農用地の保全･農業用施設の整備に関する事項

↓

計画に基づく取り組みの推進

② 計画で定める事項

■景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域内のうち、農村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じることが望まれる次のような区域について定めます。

■区域の設定基準

- 良好な景観を形成している一団の農地で、今後とも保全･継承が求められる地域（秋山地区富岡の棚田等）
- 農地と里山、集落地が一体となって特徴的な景観を形成している農山村地域（西原･棡原等の中山間地域の農山村）
- グリーンツーリズムや農業体験、食と農の交流など、農を通じて都市住民との交流の推進を図る地域
- 農の景観と調和する農業生産基盤整備の推進を図る地域
- 遊休農地が増加し、その利活用が求められる地域　など

■景観と調和した農地の利用に関する事項

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設などについて、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域景観に配慮した農地の利用のあり方について一体的に定めます。

■農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

農業生産基盤の整備、開発、保全に際して、景観形成上留意すべき次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項

- 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
  （景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準等）
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
  （遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項等）
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
  （農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準等）

･神野ふれあい農園

2 上野原市独自で定める事項

本市では、景観資源等の質的向上を図るため、前述の法で定める事項以外に、次の事項を定め、固有の景観資源等の保全と質的な向上および景観まちづくりへの活用を図ります。
なお、これらの事項を定める際は、「上野原市都市計画審議会」の意見を聴くものとします。

(1)甲州街道宿場町の歴史的景観の保全・活用に関する事項

① 基本的な考え方

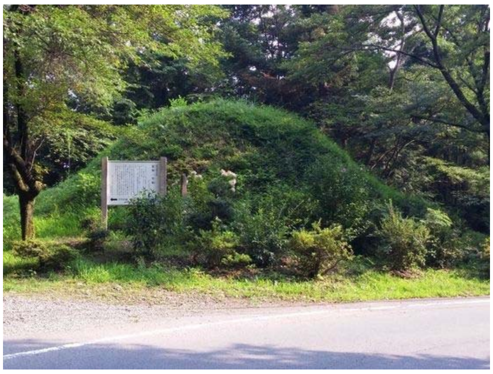
・甲州街道恋塚一里塚

本市は、甲州街道の宿場町が代表的な歴史資産となっており、街道筋には数多くの資源を見ることができます。また、甲州街道は富士講の参詣道でもあり、一里塚や番所跡、石畳などの史跡、それぞれに趣きのある４つの宿場町や繁栄の面影を残す商家やまちなみ景観、富岳三十六景に描かれた眺望景観など、周囲の自然・里山・集落景観などと一体となった歴史的景観が今なお残されています。
これら上野原市の風土を物語る歴史的景観は後世に継承すべき大切な資産であり、文化財だけではなくその周辺を含めた景観の保全・創出が極めて重要です。
そのため、景観形成方針や景観形成推進ゾーンで位置づけた歴史文化を守り活かすため、国や県の支援、事業等を活用しながら、周辺の歴史的風致を含めた景観の維持・向上を図ります。

② 取り組みの方向性

■歴史文化景観軸の形成　～甲州街道の歴史文化を辿る景観軸～

■公共空間の景観整備とルートづくり

甲州街道に連担する公共空間については、道路の構造や舗装材だけでなく、案内板や街灯、その他のストリートファニチャーや沿道の公共的な建造物等が一体的に調和したものとして整備され、歴史的景観軸にふさわしいまとまりのある高質な空間を形成する必要があります。そのため、前述した景観重要公共施設の指定等により、整備方針を担保した上で景観形成を推進します。
また、景観を楽しみながら歩き・回遊できる道づくりやアクセスルートの整備を進め、甲州街道の歴史文化を辿る景観軸の形成を図ります。

■まちなみ景観の誘導

中心商店街を形成している上野原宿は、まちなみ景観の向上、賑わいや魅力の創出など、本市の顔となる景観形成が課題となっています。
そのため、歴史的まちなみ景観の顕在化に向けて「景観形成重点地区」の指定、助成制度などについて検討し、適切な規制・誘導方策の導入や支援を進めます。

■市民･事業者･行政の協働による体制づくり

甲州街道の歴史文化景観軸の形成に向けては、４つの宿場町が連携した協働による取り組みが重要となります。そのため、周囲の自然景観、公共的な空間、沿道の建築物等が一体となった良好なまちなみ景観の誘導や、個々に点在する風景資産のネットワーク化に向け、住民、事業者、行政の意識の共有と景観形成の進捗状況に応じた段階的な組織づくりに取り組みます。
中心市街地においては、地区住民とともに中心商店街の活性化や安全な歩行空間づくりに向けた検討を進めてきましたが、景観まちづくりの視点から、住民、事業者、行政の連携のあり方や景観まちづくりについて協力しあう協働体制づくりを検討していきます。

■甲州街道歴史的景観保全の指針の検討

本市の歴史的景観を守り・継承するため、「(仮称) 上野原市甲州街道歴史的景観保全の指針」の作成を検討します。この指針で示された基本的な考え方を踏まえ、地域のまちづくりと連携した、歴史的景観の保全と活用に向けた取り組みを推進します。

■歴史的景観保全の指針で定める事項(例)

- 歴史的景観保全に向けた基本方針
- 対象地域の選定(景観形成重点地区との連携)
- 歴史的景観保全の指針
- 歴史的景観への配慮を要する事項
- 歴史的景観保全条例について　など

■対象となる歴史的景観(案)

○甲州街道の歴史的景観資源(石畳、塚、祠、道祖神、社寺、史跡や文化財等)
○宿場町のまちなみ景観(上野原宿、鶴川宿、野田尻宿、犬目宿)
○沿道集落景観と里山景観
○眺望・自然景観(富岳三十六景遠見の富士の歴史的眺望、その他の良好な眺望、河岸段丘の斜面樹林、鎮守の森、屋敷林、小川、水路等)
○街道文化(富士講参詣と庶民信仰、甲斐絹や郡内織等の伝統産業文化、祭事・伝統行事等)　など

■地域活動と連携した歴史的景観の形成

甲州街道に沿い、それぞれの地域では固有の資源を活かした景観形成に向けた取り組みを進めています。ハナモモやアジサイ等の花の風景づくりを始めとして、「甲州街道を歩こう」などのイベントの開催、地域振興に結びつく交流活などが行われています。

景観づくりに際しては、このような地域の取り組みと連携を図りながら景観施策を進めることが重要であり、効果的です。そのため、地域活動と一体となった景観まちづくりの取り組み実績を積み重ね、景観のルールづくりや住民意識の醸成を図りながら、地域振興にも寄与する取り組みを推進していきます。

■地域活動と連携した歴史的景観の形成(例)

○まちづくり協定による宿場町の歴史的景観形成の取り組みの促進
○まちなみ保存会の結成、まちなみ修景ガイドラインの策定、まちなみ修景事業の実施
○「農山漁村地域力発掘モデル事業」(農林水産省)等の活用による郷土景観の維持・保全
○歴史的建造物の保全に向けた基金・トラストの創設、歴史的建造物の登録制度や表彰制度等の検討
○空き家・古民家等の有効活用(ゲストハウス、民泊、縁側カフェ、交流スペース等)
○統一した街道屋号サインの検討、宿場町の特色ある緑化(鎮守の森の活用、花の植栽活動の充実等)
○交流とおもてなしの体制づくり(地域の伝統行事や食文化、特産品を活用したツーリズムなどの交流機会の創出、水の文化や花の風景づくり、ふるさと再発見活動等と連携したフットパスの充実、ウォークラリー等のイベントや情報発信の充実、休憩スポットやトイレの整備等)
○甲州街道景観ガイドブックの作成、歴史散歩マップの作成、ボランティアガイドの育成　など

(2)文化的景観の保全・活用に関する事項

① 基本的な考え方

「文化的景観」とは文化財保護法に基づき、棚田や里山などのように、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために制定されたものです。制度の趣旨から、本市では、次のような景観が文化財保護法第２条第１項第５号に掲げる「文化的景観」の候補として挙げることができます。

今後、本市の文化的景観については、市民意見や「上野原市都市計画審議会」の意見を聴くとともに、必要に応じて選定委員会を設置し選定を行います。

■本市の文化的景観(案)

●秋山地区富岡の棚田周辺や西原・棡原地区の農山村景観

山間の里山と一体となった秋山地区富岡の棚田の景観や、複雑な地形に寄り添い、集落ごとに独特な文化や景観をみせる西原・棡原地区の農山村景観は、本市固有の自然地形や風土の中で、先人たちの永い営みにより育まれてきた誇るべき文化的景観といえます。

・西原地区の農山村景観

●水との関わり・水の文化を継承する景観

近代文化遺産である八ツ沢発電所や大野貯水池の景観、複雑な地形条件により生まれた上野原用水や月見ヶ池などのため池の景観、段丘上の水路の景観、また、桂川の景勝などは、先人たちの知恵に培われた、自然と歴史文化が融合した水との深い関わりを表象する文化的景観といえます。

・月見ヶ池の工事風景(昭和6年竣工)

② 取り組みの方向性

貴重な文化的景観を次代に継承するため、文化財保護法に基づく文化的景観の保護制度*を活用し、選定に向けた取り組みを進めます。

■「上野原市文化財保護条例」に基づく文化的景観選定の流れ

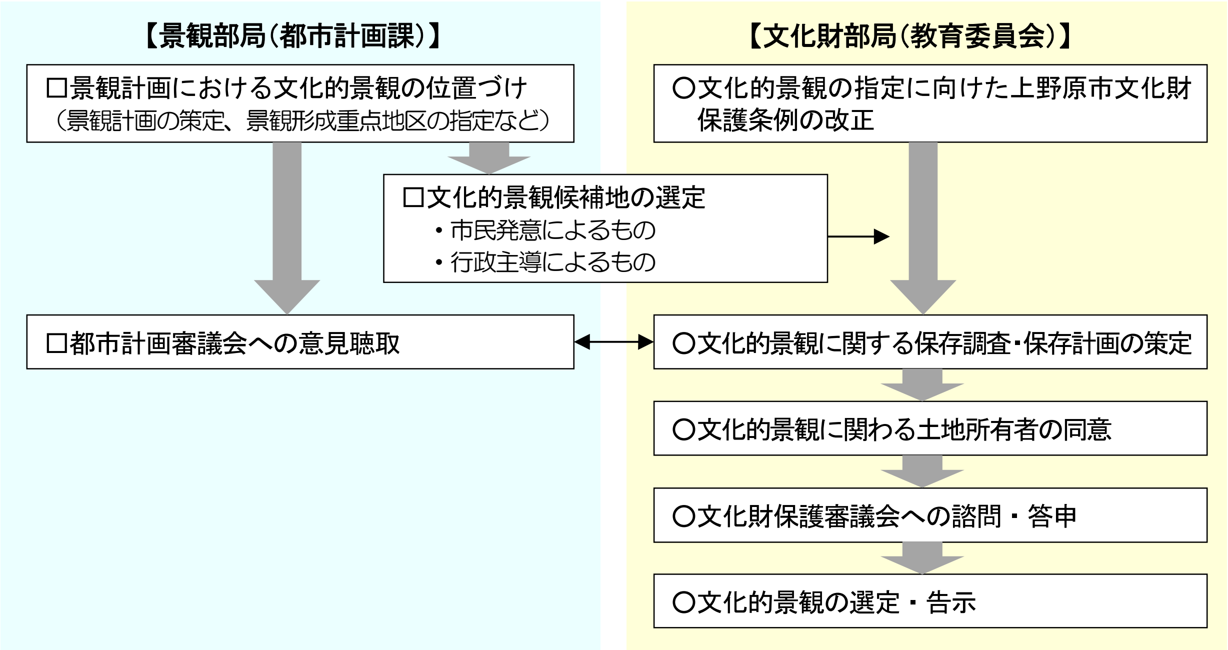

注) * 文化財保護法(第 134 条第 1 項)では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した文化的景観の中から、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

（3）眺望景観の保全・活用に関する事項

① 基本的な考え方

本市の複雑で変化に富む地形は、景観が重層する特徴的な眺望景観を生み出しています。

この優れた眺望景観は、本市の重要な風景資産であり、市民や観光客など多くの人々の心を惹きつける観光資源でもあります。

そのため、本市の地形的特性や良好な景観を視覚的に認識することができる優れた眺望景観の維持・保全とともに、さらにその印象を高めていくため、積極的に観光や景観まちづくりに活かす次のような取り組みを推進します。

② 取り組みの方向

■優れた眺望場所の抽出・選定

市民や観光客などからの公募、まち歩きなどの市民参加イベントにより、市内の良好な眺望場所や眺望域を抽出し、選定委員会などにより「上野原市の良好な眺望場所（ビューポイント）」として選定します。選定した眺望場所については、景観（眺望景観）マップを作成し、積極的なＰＲに努めます。

■選定基準（案）

- 優れた眺望場所（眺望域）であること
- 本市固有の眺望景観が得られること（山なみや水辺、甲州街道の歴史的眺望スポット、河岸段丘地形等）
- 道路、公共施設、河川沿いなど市民や来訪者が容易にアクセスできること

・大目地区新田下のポケットパークからの眺め

■眺望景観の保全・活用指針等の検討

選定したそれぞれの眺望場所については、眺望景観の現状や周辺の状況を踏まえ、必要に応じて、次に示すような「眺望景観の保全・活用指針」の検討を図ります。また、指針に基づき、必要に応じて保全・活用事業などの下記に示すような取り組みを進めます。

■指針の概要

- 場所ごとの眺望景観の保全・活用方針
- 眺望景観保全区域の設定
- 眺望場所の保全・活用に関する事項
- 眺望景観保全区域における建築物等の行為の制限に関する事項　など

■保全・活用事業（例）

○眺望場所の整備
（眺望広場や休憩スポットの整備、滞留空間づくり、サインの設置、アクセスルートの整備等）

○景観を阻害している要因の改善
（景観支障樹木の維持管理、電柱・電線・鉄塔類、広告・看板類の改善等）

○良好な眺望景観に対する周辺の景観コントロールの推進
（行為の制限事項に基づく建築物等の適切な誘導、斜面樹林など緑の連続性の確保等）

○良好な眺望景観を生かした地域活性化
（眺望を生かしたルート、フットパスづくり、観光 PR・情報発信、活性化イベントの実施等）

(4)その他の法令と併せた効果的な活用

本市の景観形成上の課題について、全てを景観法により対応することは困難です。課題への対応や目標の実現に向けては、景観法に関連して、様々な法制度を複合的に活用することが必要であり、より効果的かつ実効性のある景観形成を図っていくためには、重要な視点となります。

本市においては、次のような景観形成に関連する様々な法令の効果的な活用を検討していきます。

■都市計画法の活用

・桂川と島田風致地区

都市計画法は、土地利用の制限などまちづくりにおいて基盤となる制度であるとともに、景観形成においても重要な役割を担っています。

景観形成上重要な河川や道路の整備、快適な歩行者ネットワークの形成などについては、景観法においては景観重要公共施設の指定とともに、都市計画法の活用と連携により、景観まちづくりの視点から効果的な取り組みを推進していきます。

また、本市は、市街地に近接して島田風致地区と月見ヶ丘風致地区の２つの風致地区を指定しており、これまで風致地区条例に基づき周辺自然環境と調和した風致景観の維持に努めてきました。しかし、近年都市化の進展やそれに伴う現在の土地利用の状況が大きく変化しており、決定当初の区域や風致地区としての要件の整合性などの再検証が必要となっています。

一方、コモアしおつや、近年、上野原駅周辺地区および上野原地域シビックゾーン周辺地区においては、都市計画法に基づく地区計画を導入し、土地利用上の適正化や良好な環境と風致の維持に努めているところです。

本市の良好な景観形成に向けては、上野原市景観計画の策定および景観条例の制定と併せ、今後の社会経済情勢や地域活性化の動向等を見据えつつ、地区の実情に応じた土地利用の規制や建築物の形態、色彩等のデザインに関する制限など、幅広いルール設定が可能である地区計画や建築協定等の制度の運用を図ります。また、都市計画やまちづくりと連携し、立地規制や建物の用途規制などの効果的な活用を図り、景観法と都市計画法の両輪による良好な景観形成を推進します。

さらに、風致地区のあり方の再検討も含めた、地域の現状や特性に応じた適切な景観まちづくりに取り組んでいきます。

■その他の法令の活用

・河岸段丘と斜面樹林

景観法に基づく景観重要樹木や文化財保護法に基づく天然記念物などは、単体の樹木や一定の群落などを対象とするもので、まとまった森林や樹林地、緑地などを一体的に指定するものではありません。

そのため、本市の景観における重要な要素の一つである斜面樹林など、良好な景観を有する樹林や森林等については、都市緑地法に基づく緑地保全のための諸制度や、森林法に基づく「市町村森林整備計画」などを効果的に活用するとともに、森を学び、森を守る活動や協働による維持管理の取り組みを積極的に取り入れ、保全と景観まちづくりへの活用を図ります。

また、地域の歴史文化を表す貴重な資源の保存・活用に向け、甲州街道宿場町の歴史的資源や水の文化を表象する遺構などは、景観まちづくりにあたって文化財保護法などの活用を検討します。

・牛倉神社例大祭の神輿渡御

第５章
計画の推進に向けて

第５章　計画の推進に向けて

1 協働による景観まちづくりの考え方

本計画では景観形成の基本目標のひとつとして、「地域らしさを活かし、地域が連携した協働による景観まちづくりを進めます」を掲げています。

この基本目標は、本計画における施策全般に関わることであり、計画の実現に向けた根幹を成す考え方であることから、「協働による景観まちづくり」を基本に据えた計画の推進に取り組んでいきます。

(1)各主体の役割と連携

良好な景観づくりは、行政をはじめ、市民、事業者、観光客等の来訪者など、本市の景観形成に関わる多様な主体が、適切な役割分担と連携のもとで取り組んでいくことが不可欠です。

そのなかでも、とりわけ地域に暮らし、地域の特徴や実情を最も理解している住民が果たすべき役割は大きく、市民一人ひとりがその担い手であることを意識し、身近なところから一歩を踏み出して景観まちづくりに取り組むことは、良好な景観形成の実現に欠くことができません。

そのため、市民をはじめとした各々の主体が上野原市の財産である景観の価値や魅力を再認識するとともに、本計画に掲げた景観形成の理念や目標を理解し、多様な主体相互が連携した、協働による景観まちづくりを推進していきます。

■各主体の連携と景観まちづくりのイメージ

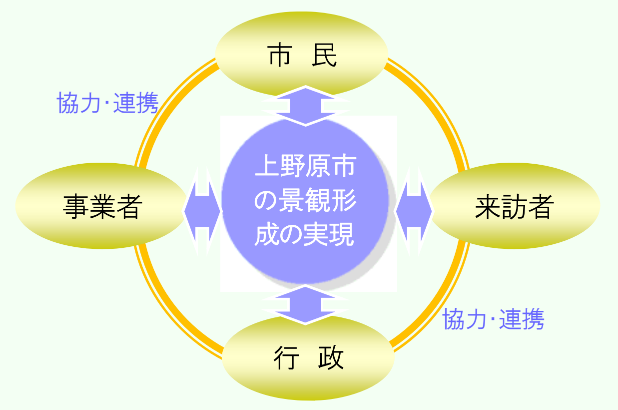

■市民、事業者、来訪者、行政の役割

■市 民

市民は、景観形成の主役です。市民一人ひとりが景観への関心や理解を深め、自分たちの住む地域を「より良くしていこう」とする意識を持ち、自らできることに自発的に取り組み、積極的な景観形成活動を実践していきます。

■事業者

建設に係わる事業者をはじめ、観光、商業、農林水産業、工業などに携わる事業者は、事業活動を通して景観形成に関与していることを認識し、その役割を理解するとともに、景観まちづくりへの協力・参画を行っていきます。

■来訪者

観光客をはじめ、多様な目的により本市を訪れる来訪者は、マナーを守り、本市の景観形成に対する考え方や取り組みについて理解し、景観まちづくりへの協力を行っていきます。

■行 政

上野原市景観計画に基づき、景観に係る啓発活動や情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制の充実、各種景観形成事業の実施など、景観行政として先導的な役割を果たし、景観まちづくりを推進します。

(2)景観まちづくりの推進体制

本市では、次のような市民、事業者、来訪者、行政の協働体制を確立し、相互の適切な役割分担と協力により、景観まちづくりの推進を図ります。

■上野原市における推進体制のイメージ

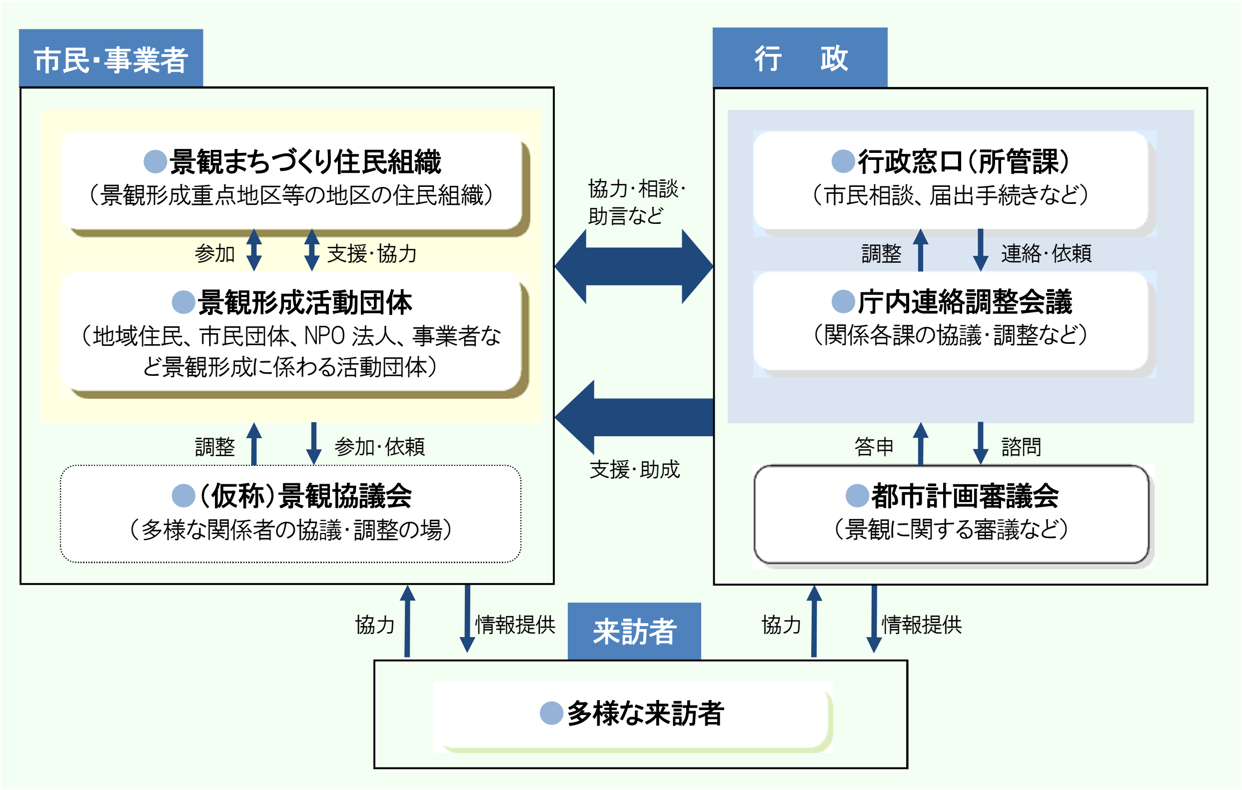

〈参考〉協働体制による行動指針　－「上野原市風景づくり市民懇談会」の提言より－

上野原市の風景づくりに向け協働体制による次の行動指針を提案します！

■市民が進めること･･･

- ●地域資源に気づく・知る、景観を意識する気持を育て・愛着を持つ
- ●身近なできることから一歩ずつ進める
- ●原風景の維持に主体的に関わる、地域の多様な活動に関心を持つ
- ●リーダーシップをとる人材を発掘する
- ●地域で考え･話し合う場をつくり小さな活動の芽を育てる

■協働で進めること･･･

- ●風景づくりについて話し合い、意見交換を行う機会や場を創る
- ●「原動力は人！景観は人が創る！」、学ぶ場を創り人材を育成する
- ●上野原の魅力を掘り起こす、眠っている原石をみんなで磨く
- ●地域で培われた熱意や活動を連携し、全市的に波及させていく
- ●地域資源や地域活動を効果的に発信するイベントやＰＲ手法を検討する

■行政が進めること･･･

- ●市民の風景づくり活動を支える仕組みを創る（市民参加の機会・場づくり、市民活動への支援・助成の検討など）
- ●景観行政を先導していくチカラをつける（人材育成、調整組織の設置や推進事業等の検討など）
- ●一つでも成果を見えるものにし、それを契機として景観形成に率先して取り組む（優先エリアや先導的なモデル地区の検討　など）
- ●景観を阻害する要因を改善し、景観形成に向けた地区のルールづくりなどを検討する

（資料：上野原市風景づくり市民プラン）

2 景観計画の推進に向けた施策

「上野原市景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

■景観計画の推進に向けた施策の体系

- （１）景観に関する市民意識を高め、主体的な活動の芽を育む
  - ①市民意識の醸成
  - ②景観に対する意識啓発の促進
  - ③景観まちづくり活動を通した地域コミュニティの活性化
- （２）連携・協働による景観まちづくり活動を促進する
  - ①市民の話し合いの場や機会の充実
  - ②地域の熱意ある人材の育成
  - ③連携・協働による活動体制づくり
  - ④景観形成活動の波及効果に結びつく取組みの検討
  - ⑤景観まちづくりに関する情報発信の充実
  - ⑥観光客をはじめとした来訪者との交流を通じた景観形成の促進
- （３）行政の景観まちづくりの体制や仕組みを充実する
  - ①景観に関する行政窓口の充実
  - ②市職員の意識の向上と人材育成
  - ③行政の推進体制の充実と関係機関との連携
  - ④景観審議に向けた「上野原市都市計画審議会」の拡充
  - ⑤「景観協議会」の設置検討
  - ⑥市民等の景観形成活動の育成・支援の充実
  - ⑦景観計画に基づく良好な景観形成に向けた施策の展開
- （４）協働による先導的な景観まちづくりを推進する
  - ①市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進
  - ②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進
  - ③まちづくり事業と連携した景観形成の推進

(1)景観に関する市民意識を高め、主体的な活動の芽を育む

① 市民意識の醸成

景観まちづくりの第一歩は、市民一人ひとりが景観に対して関心を持つことからはじまります。そして、関心をもつことができれば、日常の営みや暮らしが映し出す心地よい風景がいかに重要であるかということに気づきます。

身近な景観を見る眼と想う心を養い、自らの暮らしが景観の一部となっていることを意識することにより、景観の価値を再認識し、地域から一歩を踏み出し、育む気運を醸成することが重要となります。

風景づくり市民懇談会では、「景観は人が創る」ということの重要性が共有され、先導的な取り組みの一つとして、右図のような「風景づくりの好循環を創る」という考え方が提案されました。

そのため、本計画に掲げた理念や目標に基づき、地域の景観を見直す取り組みや、景観の価値を共有しながら愛着を育み気運を高めていく機会を充実するなど、市民意識の醸成に努めていきます。

■風景づくりの好循環を創る

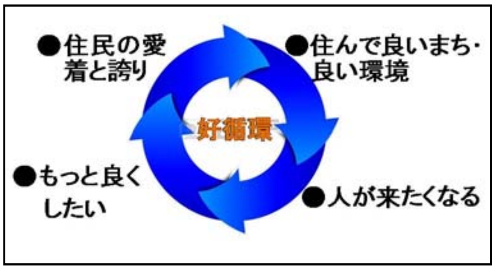

（資料：上野原市風景づくり市民プラン）

② 景観に対する意識啓発の促進

景観づくりは、前述したように市民意識の醸成と本市の景観の価値を共有していくことからはじまります。また、上野原市の景観は、人々が関わり合って良くなるものであるからこそ、地域・地区の景観を知り・学びながら、景観を育て・活かす活動を進め、景観づくりに関わる市民を増やすことが必要です。

そのため、地域の景観を知り・学ぶ活動や新たな居住者や次世代にその成り立ちを伝えていく取り組みを支援し、地域の景観資源に磨きをかけ、活かす活動につながるよう、次のような啓発活動を検討し、良好な景観づくりを全市的に広げる基盤づくりに取り組んでいきます。

■主な意識啓発活動（例）

○風景体験まち歩きイベントや景観懇談会などの開催
○住民参加による地区景観マップの作成、既存マップとの連携
○活動の相互交流や情報交流の機会、人材育成にもつながる「上野原市景観づくり講座」の開催
○上野原市風景写真コンテスト、景観フォトコンテスト等の充実
○上野原市文化協会、上野原の文化を甦らせる市民の会、まちミューフットパス等の市民活動と連携した地域の景観や歴史文化の周知、勉強会や講演会、景観シンポジウムなどの充実
○上野原自然体験隊や帝京科学大学の環境保全活動など、既存活動の周知と体験活動の促進
○小・中学校の総合学習と連携した景観教育の実施
○山梨フィルムコミッションを活用した取り組み（映画やテレビなどの撮影誘致等）　など

③ 景観まちづくり活動を通した地域コミュニティの活性化

景観まちづくりを通じて、子どもたちから高齢者まで様々な人々が集い、話し合い、ともに活動することは、地域コミュニティの活性化にもつながります。そのため、景観まちづくりの様々な活動を通して、市民一人ひとりが景観まちづくりの担い手となり、その結果として良好な景観の実現のみならず、地域交流が盛んでコミュニティの再生・活性化につながるような活動の展開をめざします。

（2）連携・協働による景観まちづくり活動を促進する

① 市民の話し合いの場や機会の充実

本市では、棡原地区や秋山地区の地域づくり活動をはじめ、西原地区の農山村交流、甲州街道筋の花植え活動など、地区住民が主体となり長く継続している活動がありますが、市全体の景観まちづくりの気運まで結びついていない現状があります。

一方、本景観計画は、市民で構成された「上野原市風景づくり市民懇談会」からの提案（上野原市風景づくり市民プラン）を反映しながら計画立案を行ってきました。

・上野原市風景づくり市民懇談会

景観計画の実践段階においては、上野原市の「景観の価値」を「理解・再認識」し、身近な地区から「分かち合い・共有」し、これを土台として市民全体が積極的に関わる景観まちづくりが重要であり、実際に手や身体を動かす活動の実践がなければ、景観づくりは進みません。

そのため、これまでの地区における様々な活動の実績を活かし、景観まちづくりの担い手となる市民を増やすため、市民懇談会やワークショップの継続、景観形成活動団体の認定・登録制度の活用など、市民や景観に関する活動団体などが意見や情報を交換できる場や機会の充実に努めます。

② 地域の熱意ある人材の育成

「景観は人が創る」という考えのもと、市民の自発的な景観まちづくりを促進していくためには、景観に関する高い意識や熱意をもった人材を育てていく必要があります。

地域には、既に地区の様々な活動を牽引し地域を深く知る達人や、伝統文化、食文化を継承する達人、まち歩きや花植えの達人など、景観まちづくりに関わる多様な人材が活動しています。

こうした身近な人材の掘り起こしとともに、地域リーダーや地域の魅力を伝えるまちの案内人（コンシェルジュ）、観光ボランティアなどを育成し、誇りをもって景観まちづくりを牽引する人材の育成に努め、景観形成における多様な場面での活用を図ります。

また、「景観まちづくり教育」（景観まちづくり学習助成事業－国土交通省・都市文化振興財団）などを活用し、景観まちづくりに関する想いを次世代へつないでいくための取り組みを検討していきます。

③ 連携・協働による活動体制づくり

本市は、地区住民をはじめとして、ボランティア団体、NPO 法人、商店会や大学等の教育機関等による景観やまちづくりに関わる様々な活動が行われています。

また、本計画の策定に際しては、計画立案の初期の段階から「風景づくり市民懇談会」を立ち上げ、検討を進めてきました。このような協働による取り組みが継続し、本市の景観形成を先導していくよう、これらの活動との協働と支援を充実するとともに、多様な活動が互いに連携し、全市的な景観まちづくり活動に結びついていくよう、次のような体制づくりを検討していきます。

■連携・協働による主な活動体制づくり（例）

○「（仮称）景観まちづくり懇談会」の設置検討

景観形成重点地区ごとに、良好な景観形成に向けた協議や景観まちづくり活動を行う、地区住民を主体とする「（仮称）景観まちづくり懇談会」の設置を検討します。

○景観形成活動団体の認定・登録制度の運用

市内の景観形成活動に関わる市民団体の活動状況の把握・周知とともに、必要な情報提供・情報交換、活動に対する支援や連携が図れるよう、一定の要件を満たす団体などについては、景観条例に基づき、「景観形成活動団体」として認定・登録する制度を創設します。

○景観づくりサポーター制度の検討

本市が実施する景観形成に関する取り組みへの参加・協力や、地域特性に応じた景観形成に関するアイデアなどを提案していただく「景観づくりサポーター制度」の創設を検討します。

④ 景観形成活動の波及効果に結びつく取組みの検討

本市における景観まちづくりは緒についた段階にあり、今後、景観形成の重要性や必要性などへの理解を深めながら、市民、事業者、来訪者、行政の協働のもとで、息の長い取組みが必要となります。

そのため、既存の景観形成活動の充実と連携の強化を前提に、今後の全市的な景観形成活動の波及効果に結びついていくような、次のような取組みについて検討していきます。

■公共施設づくりへの市民参加の促進

主要な公共建築物や公共施設は、見られる頻度も高く地域の景観を印象づけるものであり、景観に及ぼす影響が大きいことから、施設づくりにあたっては、景観形成に対する先導的な役割が求められます。また、公共性という観点からは、計画の初期段階からの市民意見の反映や地域との連携、協働が必要であるといえます。

そのため、行政は、後述する公共施設のデザインガイドラインの策定・運用に努める一方、市民においては、公共施設が地域の景観を構成する重要な要素であることを認識し、計画プロセス等の情報公開に関心を持ち、積極的に係わり協働していくような取り組みを促進します。

■協働による景観資源の維持管理の促進

美しい景観を守り・育むためには、農地の手入れや樹木の剪定、河川の美化活動、公園の維持管理など、身近な取り組みも含め多くの人の知恵と労力が必要となります。また、景観の維持保全に際しては、関連する部署や機関との連携・調整も必要となります。

実際に本市では、森林や里山等の自然や緑にふれ、学びながら保全する活動や、地区住民による緑や農地の保全活動、河川や公園の清掃美化活動などが行われています。

･桂川の美化活動

本市の心地よい景観を支え・育むため、既存の維持・保全活動をサポートする体制や助成といった支援措置の充実や、関係組織との調整による新たな維持管理システムの構築を検討するなど、協働による適切な維持管理を継続していく仕組みづくりに取り組んでいきます。

■良好な景観を共有化する選定、登録制度や顕彰制度の検討

本市は、花の名所づくりやオープンガーデンなど、心地よさや日々の暮らしを楽しむ個々の活動が行われています。風景づくり市民懇談会では、こうした活動をほめて、励ましあうネットワークづくりが提言されました。本市の景観づくりは、花づくりや庭づくりなど、暮らしの風景を慈しみ、心づかいや気配りのある住民個々の活動が、連携と交流に結びついていくことが重要です。

そのため、人々に親しまれ、次世代へ残したいと共感できる景観を発掘・再発見し、市民共有の「景観資産」とする景観百選の選定や登録制度の導入を検討するとともに、市民や事業者等による主体的・積極的な景観形成活動を促すため、良好な景観形成に寄与している優れた建築物やまちなみ、個人や組織の継続的な景観づくり活動を対象とした「景観顕彰制度」の導入を検討します。

これらの選定や表彰にあたっては、市民参加による審査委員会の設置や、広報や公開コンテストなどにより広く周知を図り、価値観を共有するとともに、地域の景観形成活動を育みながら景観まちづくりへの波及効果につなげることをめざしていきます。

■良好な景観を共有化する主な取り組み（例）

○「（仮称）上野原市景観百選」、「（仮称）上野原市八景」（公募による選定、観光 PR へ活用等）
○「（仮称）上野原市お宝風景登録」（お宝風景の自薦・他薦、選定委員会による選考、風景所有者等の同意、登録プレートの掲示、公表、マップ作成等）
○景観顕彰の対象となる主な取り組み（良好なまちなみ景観の形成、景観に配慮した建築物や工作物、屋外広告物、オープンガーデンや花植え活動、フットパス等の住民の主体的な景観形成活動、歴史文化の周知啓発や伝統文化の継承活動、環境保全活動や里山保全活動、環境美化や緑化推進活動等）　など

⑤ 景観まちづくりに関する情報発信の充実

景観まちづくりを推進するには、どこにどんな景観資源があるのか、どこでどんな人たちがどのような活動をしているのかといった、多様な情報の発信・入手が容易にできることが重要です。

そのため、規制・誘導に関わる制度の適用の必要性や効果などへの理解を促す適切な情報提供に努めるとともに、市民が主体となった景観まちづくりを支援する視点を含めた、有効な情報提供に努めます。

■主な情報発信(例)

○本市の景観の紹介に関すること（景観形成に関するパンフレットの作成、景観マップ、特徴的な風景や景観資源、講座や勉強会等の開催、景観まちづくりウェブサイトの開設等）
○市内の景観まちづくりに関わる組織・団体等の活動内容に関すること
○景観まちづくり活動に対する助成などの支援に関すること
○「上野原市景観計画」や「上野原市景観条例」に関すること
○景観の行政窓口、建築物等の届出手続き、景観形成基準など景観行政に関すること　など

⑥ 観光客をはじめとした来訪者との交流を通じた景観形成の促進

本市の心地よい風景づくりを進めるには、来訪者や迎える住民がともに風景を楽しみ、発見や感動を共有し、交流を深める機会を重ねることから景観への意識を醸成していくことが重要です。

そのため、自然レクリエーション体験や既存の観光交流イベントに加え、里山体験や体験学習、歴史文化の体験、フットパスの活用による風景体験の充実、インバウンド誘客に向けた施策の展開など、本市の景観の魅力を最大限に活かした体験交流の機会の充実を図ります。

また、交流活動を通じて景観への理解やマナーを育成するとともに、本市の景観形成が地域振興と結びつき、好循環を生み出せるような取り組みを促進していきます。

・さいはら都市農村交流

(3)行政の景観まちづくりの体制や仕組みを充実する

① 景観に関する行政窓口の充実

景観に関する相談や届出・審査の事務処理、情報提供など、市民や事業者等に対する行政窓口としての役割を担う担当部署の設置とともに、窓口機能の充実を図ります。

② 市職員の意識の向上と人材育成

市民をはじめ、多様な主体との協働による景観形成事業や活動の機会が増えることに伴い、景観行政を担う市職員には、協働主体間の調整や指導を行う能力が必要となります。また、市民・事業者等の主体的な取り組みを促すためにも、景観に関する知識や技術等を修得、向上していくことが求められます。

そのため、市職員の意識の向上や人材の育成を図るため、景観まちづくりに関する職員研修や学習機会の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

③ 行政の推進体制の充実と関係機関との連携

本計画を効果的・効率的に推進するには、都市計画、建築、環境、文化財、観光など、様々な行政分野を連携させた総合的・一体的な施策の展開が重要となります。

そのため、景観計画に基づき、横断的かつ柔軟に景観行政に取り組むことができるよう、全庁的な総合調整や情報交換、連携・協働した施策の展開を積極的に進めるための「庁内連絡調整会議」の設置を検討し、総合行政としての景観まちづくりに取り組んでいきます。

また、河川や緑など、景観は市域を超えて連続していることから、隣接する市町村や山梨県・国、その他の関係行政機関との円滑な協議および連携を図り、景観まちづくりを促進します。

■庁内連携体制のイメージ

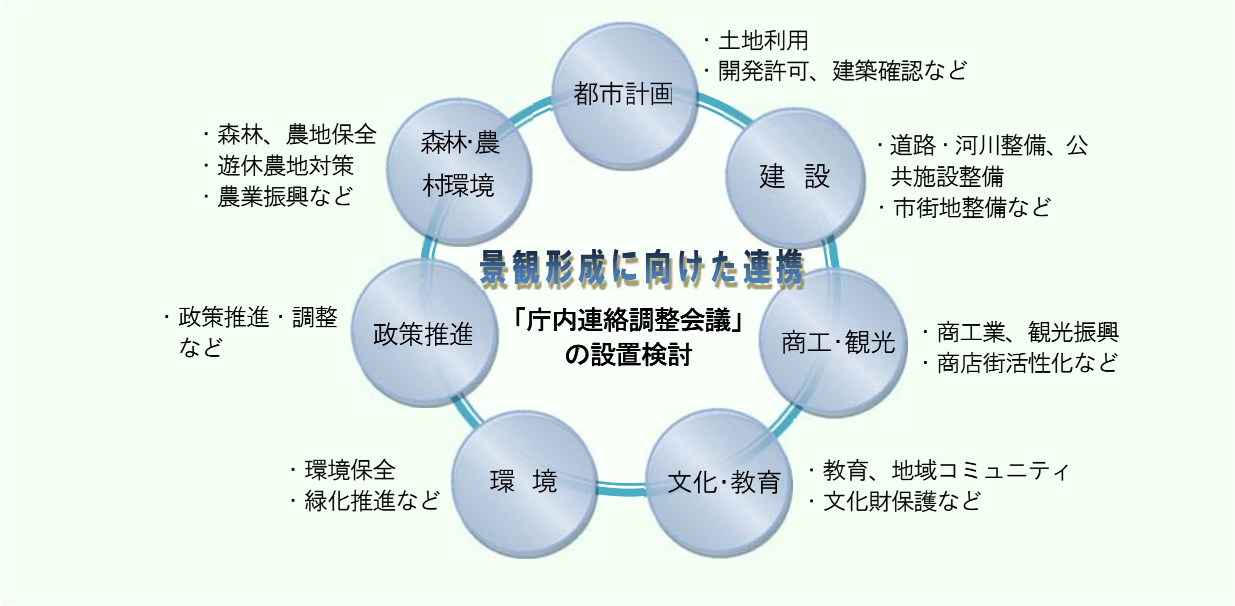

④ 景観審議に向けた「上野原市都市計画審議会」の拡充

本市においては、風致地区や地区計画などが指定されており、これらの都市計画制度との関連・整合を図りながら景観まちづくりを推進していくことが必要です。この都市計画の指定や変更にあたっては、有識者、市議会、関係機関、市民などにより構成された「上野原市都市計画審議会」において審議を行ってきています。

本計画策定後は、「上野原市都市計画審議会」において、景観を専門とする有識者を追加するなど組織の拡充を図ったうえで、景観計画の策定及び変更や景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本市の景観行政に関わる事項について総合的・効果的な審議を行っていきます。

⑤ 「景観協議会」の設置検討

「景観協議会」とは、地域や特定地区の景観についての課題を解決しようとする際に、行政および地域住民、関係者が一同に会して協議する場として位置づけられる組織です。

今後、景観重要公共施設や景観形成推進ゾーン等において景観整備を図る場合には、多様な関係者との調整や合意形成が必要な場合が生じます。本市では、今後必要が生じた場合、公共施設管理者をはじめ、公益事業者（バス、電気等）、市民活動団体、各種関係団体（商工会、観光団体、農業団体等）などで構成される「景観協議会」の設置を検討します。

⑥ 市民等の景観形成活動の育成･支援の充実

上野原市の景観形成に向けては、景観を創っていこうとする気運そのものを創ることが大切であり、市民等の主体的な景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げるチカラを育て、それを支えていく環境づくりが重要となります。

今後は、地区住民をはじめ、多様な活動団体や各主体の活動の規模や取り組みに応じた育成・支援策を検討し、景観形成活動がステップアップしていくよう努めていきます。

・上野原市風景づくり市民懇談会

■市民活動等への主な育成・支援策（例）

〇景観アドバイザー制度の活用

「景観形成推進ゾーン」をはじめ、建築物等のデザインの相談、地域の自発的な景観まちづくりの取り組みなど、専門的な見地から助言、指導を行う専門家を派遣する「山梨県景観アドバーザー制度」の活用を図ります。また、必要に応じて本市独自の「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

〇景観形成に関する助成制度の充実

本市では、環境美化活動や緑化活動、生け垣化などの市民活動に対して一定の助成を行っています。今後も、良好な景観形成に向けた助成制度の充実に努めます。

〇景観まちづくりの核となる場（景観まちづくりサポートセンター等）の創設

市民等の景観まちづくり活動を継続的に支援するため、活動の情報提供や相談窓口の設置、景観まちづくりアドバイザーの配置や育成・研修、イベントやセミナーの開催、助成制度やファンド等の情報提供など、地域コミュニティの活性化にも資する、景観まちづくりの核となる場の創設を検討します。

〇公園等の公共施設の維持管理に向けたアダプトプログラム（里親制度）の活用

地域に親しまれる施設づくりや維持管理の促進に向け、自治会やボランティア団体、事業者等と協力しながら公共施設の継続的な清掃、美化、緑化などの活動を行うアダプトプログラム*（里親制度）の活用を検討します。また、この制度の導入により、市民の自発的な景観形成活動を促し、市民参加による公共施設の計画づくり等へも波及していくよう、段階的な取り組みを検討していきます。

〇景観に関するルールづくりの推進

地域景観と調和した良好なまちなみ景観を形成していくためには、土地の使い方、建物の建て方など、地域の特性に即した一定のルールが必要です。

景観形成に関するルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、各種法令に基づく「地区計画」、「緑地協定」、「建築協定」、また、住民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがあります。これらの制度を効果的に活用し、地域にふさわしい景観に関するルールづくりを促進します。

⑦景観計画に基づく良好な景観形成に向けた施策の展開

■公共施設のデザインガイドラインの検討

・秋山温泉

良好な景観形成の推進に向けては、市や県、国といった行政が、公共施設整備等において先導的な役割を果していくことが重要です。特に、多くの市民が日常目にする公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、景観に及ぼす影響も大きいことから、地域の景観形成の規範となる整備が必要です。

今後の公共施設の整備に向けて、施設の形態・意匠、色彩、素材など、景観上留意すべき事項を定め、行政や事業者の共通の指針となる、「（仮称）上野原市公共施設デザインガイドライン」の策定や「サイン整備計画」の見直しを検討します。また、このデザインガイドラインの作成に際しては、市民参加を検討します。

今後は、主要な公共施設の整備に際しては、この公共施設デザインガイドラインの活用を図るとともに、計画の初期段階から市民参加により、市民意向や地域性を考慮した公共施設の計画づくりに努め、維持管理等も含め、地域住民意向の反映や連携を図る場・機会づくりに取り組んでいきます。

■「（仮称）上野原市屋外広告物条例」の検討

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき、規制・誘導を行っています。

当面は、県条例の周知徹底と適切な運用を図っていくものとしますが、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本市独自の屋外広告物条例の検討を図ります。

注）*アダプトプログラム制度とは、自治会・学校・事業所等の団体が道路・河川・公園等の公共財産の里親となって美化清掃等の活動を行い、行政がこれを支援する制度です。公共財産の適正な維持管理と公共財産への愛着意識の高揚を目的に、市民と行政がお互いの役割分担を定め、公共財産の管理を「協働」で行う手法です。

（4）協働による先導的な景観まちづくりを推進する

① 市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

協働による景観まちづくりを促進していくためには、市民の誰もがわかりやすく、興味や関心を持って参加でき、さらに楽しみながら継続し、一歩ずつでもその成果が目にみえる形にしていくことが大切です。また、地域の「宝物」である今ある資源を充分活かしながら地域の活性化を図り、地域の様々な活動や心豊かな暮らしを景観面から支えたりする取り組みが大切です。

風景づくり市民懇談会からは、景観まちづくりに関して多くの提案がなされています。

風景づくり市民懇談会の提案を踏まえ、一歩ずつでも成果を積み重ね、より良い景観を創っていこうとする気運を市民全体で共有し、心地よさと郷土愛を育む風景づくりに結びつくよう、次のような先導的な景観まちづくりプロジェクトの取り組みを推進していきます。

■「（仮称）上野原市フットパスプロジェクト」の促進

本市は、「都市に近い素朴で身近な自然景観と、山深く奥行きのある景観」が特徴であり、豊かな自然を求め、登山・ハイキングなど多くの観光客が訪れています。市では、里山自然体験等のイベントや観光ボランティアガイドの育成、花のまちづくりなどの支援を行っています。一方、地域では、市民が主体となり、「上野原市ふるてくメモリー・ウォーク」等のふるさとの再発見活動、甲州街道や桂川など風景を巡るまち歩きツアーや食のイベント、花の名所づくりといった活動が行われています。

・風景づくり市民懇談会フィールドワーク

風景づくり市民懇談会では、「景観は人が創る」という理念を共有し、日常の営みや暮らしが映し出す「人がいる風景」こそが心地よい風景であるとし、身近な今ある景観の原石を掘り起こし、みんなで磨き、育て、魅力を高めていく取り組みのひとつとして、フットパスが提案されました。

近年、地域住民が一体となり地域の魅力づくりやおもてなしに取り組む、新たな「観光」が地域活性化策として見直されており、そのひとつに、自然や歴史・文化、さらには地域の暮らしに触れながら地域そのものを体感・実感するフットパスが注目され、受け入れ側の住民にとってはふるさとへの愛着と誇りの醸成、景観を育む動機付けとなる効果的な取り組みとして広まりつつあります。

そのため、これまでのような地域の活動を単独で終わらせることなく、身近な景観を見直し、慈しむ地域住民のその一歩が市全体の景観まちづくりに結びつくよう、地域における多様な活動と連携し、次のような「（仮称）上野原市フットパスプロジェクト」の取り組みを促進します。

■「（仮称）上野原市フットパスプロジェクト」のイメージ（案）

① ワークショップ等によるプロジェクト検討部会、市全体のフットパス運営・調整組織の立ち上げ
　・景観資源の発掘・整理、地域活動情報の整理、全体計画の作成、地域リーダー・フットパスガイドの育成など

② フットパスコースの選定とフットパスマップの作成
　例）・甲州街道の歴史文化の風景をたどるコース（甲州街道と宿場町周辺）
　・農村里山景観を巡るコース（西原地区、棡原地区、秋山地区周辺等）
　・食と文化の景勝を巡るコース（上野原宿界隈と中心商店街、水の文化や産業文化、郷土食等）
　・眺望や水辺、自然に親しむコース（桂川、段丘上からの眺望、八重山周辺、桜の名所等）
　・四季の彩り・おもてなしにふれあうコース（花の名所・四季の風物詩、オープンガーデン、市民活動の場等）

③ フットパス・サインの整備（サイン、ポケットパーク、植樹・花植えなど小径の修景整備等）　など

④ フットパスツアーの開催（ウォークラリー、各種地域交流イベントの開催等）

⑤ おもてなしの体制づくり（地域住民やNPO、支援団体、行政等の協働による運営組織、企画・PRの充実等）

⑥ 回遊ルートづくりとフットパス拠点の整備（住民・行政の連携による安全で快適に風景を体感できる道づくり、拠点の修景整備、休憩場所、トイレ、駐車場・駐輪場の確保等）

⑦ 運営体制の確立（行政の支援、ガイドの養成と認定、美化活動や維持管理の仕組み、観光・地域活性化との連携の検討（地域産業・商店街の振興、グリーンツーリズム、農産物直売所・地産地消との連携等））

■上野原市風景づくり市民懇談会「市民プロジェクト」の促進

本計画の策定にあたっては、風景づくり市民懇談会から「風景づくり市民プラン」が提案されました。この中で、今後の景観まちづくりを牽引していく市民を主体とした先導的な取り組みとして、テーマ別のグループから次の２つの「市民プロジェクト」が提案されています。

この市民提案を真摯に受け止め、市民プロジェクトの実現に向けた検討と支援を進めていきます。

市民ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ－１　上野原・風景を育む原点回帰プロジェクト

■考え方

- ●上野原市は、圧倒的な自然景観と奥行きある景観の宝庫です。また、地域では住民による多くの主体的な活動が行われています。この資源と活動を活かすことや、風景づくりに向けて、今あるもの、豊かな土壌を今一度見つめ直し、さらに磨きをかけ、魅力を高めていくことが大切です。
- ●良好な資源を守り・創り、次世代へ引き継ぐことがいかに大変なことかを私たちは知っています。市民懇談会では「景観は人が創る」ということを実感しました。できるところから風景づくりの活動を進め、その一歩一歩をパワーにして、花開くまでがんばり、蓄積していく取り組みが重要です。
- ●そして、住む人が誇りを持ち、豊かに暮らしていける、そこにひかれて多くの人が集まるような風景づくりをめざします。

■プロジェクトの概要

テーマ1：ポイントを絞る！　たくさんある資源を活かし、できるところから実現する！

①ある資源を活かす！＋αで魅力を高める（地元が意識し創る風景、ルートづくり、フットパス・まち歩きの活用、斜面樹林等を活用した身近な自然景観づくり等）
②風景の好循環を創る（風景の価値を高める、経済効果の視点、住民の意識改革等）
③地域で培った熱意・活動を活かすことが効果的！動き出しやすい！（地域のベースを活かす等）

テーマ2：先行的に進める“モデル”を創る！　～風景づくりを実現する好機!!～

①上野原駅周辺・桂川周辺（駅周辺と桂川水辺空間の一体的な風景づくり、眺望や魅力資源の活用等）
②（仮称）談合坂スマートＩＣ周辺　～景観を活かし、まちなかに人を呼び込む絶好の機会！～
③棡原長寿の里周辺（奥深い自然景観と山里の眺望景観を活かす）　など

■プロジェクトの実現に向けた取り組み

テーマ：*風景づくりの気運と環境を創る!!*

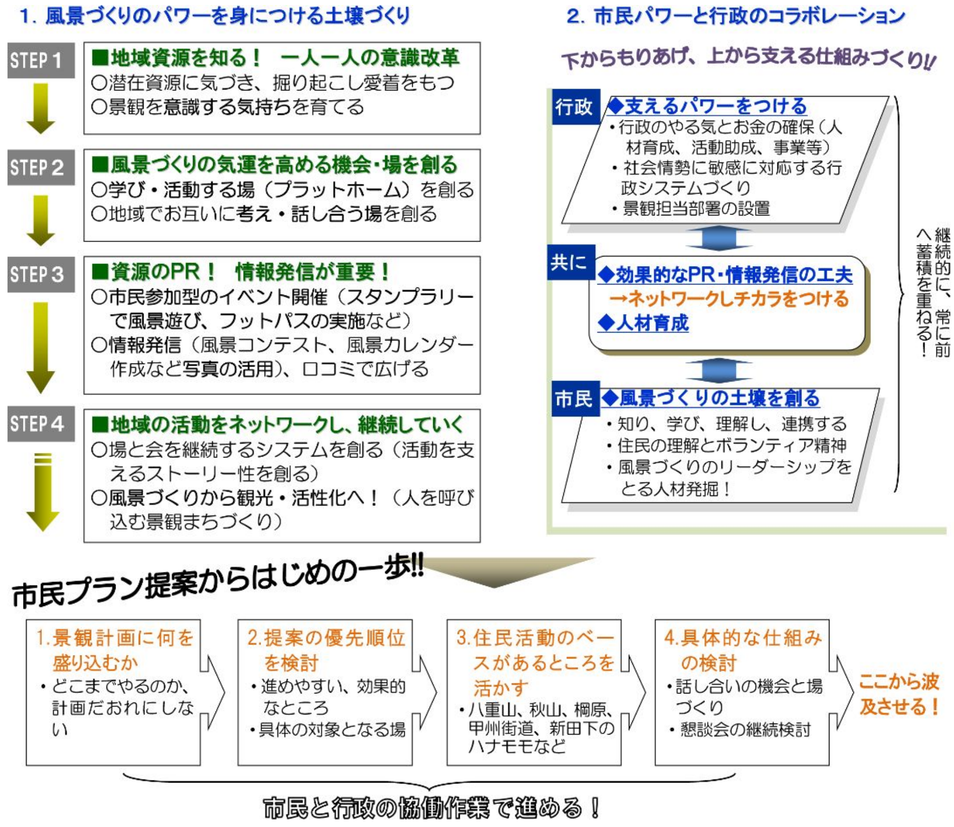

市民ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ－２　上野原励ましネットワークプロジェクト

■考え方

- 上野原市は既に多くの市民が地域で様々な活動を行っています。この地域活動がより豊かな風景づくりに向けて連携し、励ましあって、さらに広がっていくことが大切です。
- そのためには、人材を知り・人材をみつけ・人材を育て、連携を強めていくことが重要です。
- これらの活動を理解し、互いに認め合い、ほめて・励まし、さらに全市へと波及するよう、「上野原励ましネットワークづくり」を進めていきます。

■プロジェクトの概要

テーマ1:交流を促す仕組みづくり

①集まる場をつくる（上野原駅の公共スペースの活用、協働の活動を増やす等）
②「がんばり励ましネット」づくり（活動の調査、情報発信、活動のきっかけとなるイベント等）
③「表彰制度」を創る！　～活動をほめる仕組みづくりと全市への展開～
④外から（都会の人）のチカラを借りる（交流、受け入れ体制や仕組みづくり、移住を促す仕組み等）
⑤楽しくなければ！（継続するために楽しく活動する環境づくり、活動結果とともに喜びと感動等）

テーマ2:上野原駅周辺の整備をきっかけとした景観づくり

①上野原駅周辺の公共空間・スペースの有効利用（市民活動等の情報交換の場、談話スペース等）
②まちの案内板の設置（駅前への上野原の美しい風景の案内板）
③まちの案内人の活用（案内人の基地づくり）
④川を面白くする取り組み（駅と水辺をつなげる、水辺の工夫）
⑤上野原駅を核として市内に人を引き込む
⑥“東京に近い山の中”を活かす

■プロジェクトの実現に向けた取り組み

テーマ:*励ましネットワークづくりから進めよう!!*

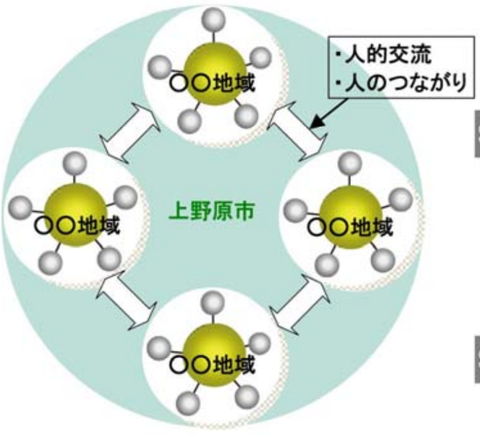

STEP 1　■地域の中の連携を強める
- 地域からの発意～関心ある人が集まるチームを創る
- 小さな活動の芽を育てるオリジナルなネットワークづくり～多様な組織の連携を強化

STEP 2　■地域間の人のつながりを深める
- イベントを通じた地域交流（お互いのイベントへの参加など）
- 団体のピックアップ

「表彰制度」でキッカケを創る

STEP 3　■地域間どうしの話し合いの場をつくる
- 活動が集まる場づくり

例）・「（仮称）地域おこし連絡協議会」等の検討
　・市民懇談会を発展させる（メンバーの参加）
　・各地域活動の情報・意見交換を行い、活動を連携させていく場（核）づくりの検討

②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

本計画では、良好な景観まちづくりを重点的に推進すべき８ヶ所の「景観形成推進ゾーン」*を選定しています。

このうち、特に、重点的に景観形成を図る必要性の高い地区については、「上野原市景観条例」に基づき、次ページに示すような手順により「景観形成重点地区」に指定し、市民・事業者等と行政の協働による先導的な景観まちづくりの取り組みを推進します。

「景観形成重点地区」では、市民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の届出対象行為と景観形成基準に基づく適切な規制・誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的な景観まちづくりを推進していきます。さらに、取り組みの熟度や地域特性、地区の景観形成方針によっては、将来的に景観法に基づく景観地区や準景観地区等の指定についても検討していきます。

なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じて追加を検討していくものとします。

■景観形成推進ゾーン（再掲）

●景観形成推進ゾーンは、順次「景観形成重点地区」に指定し、
重点的な景観まちづくりの取り組みを推進します。

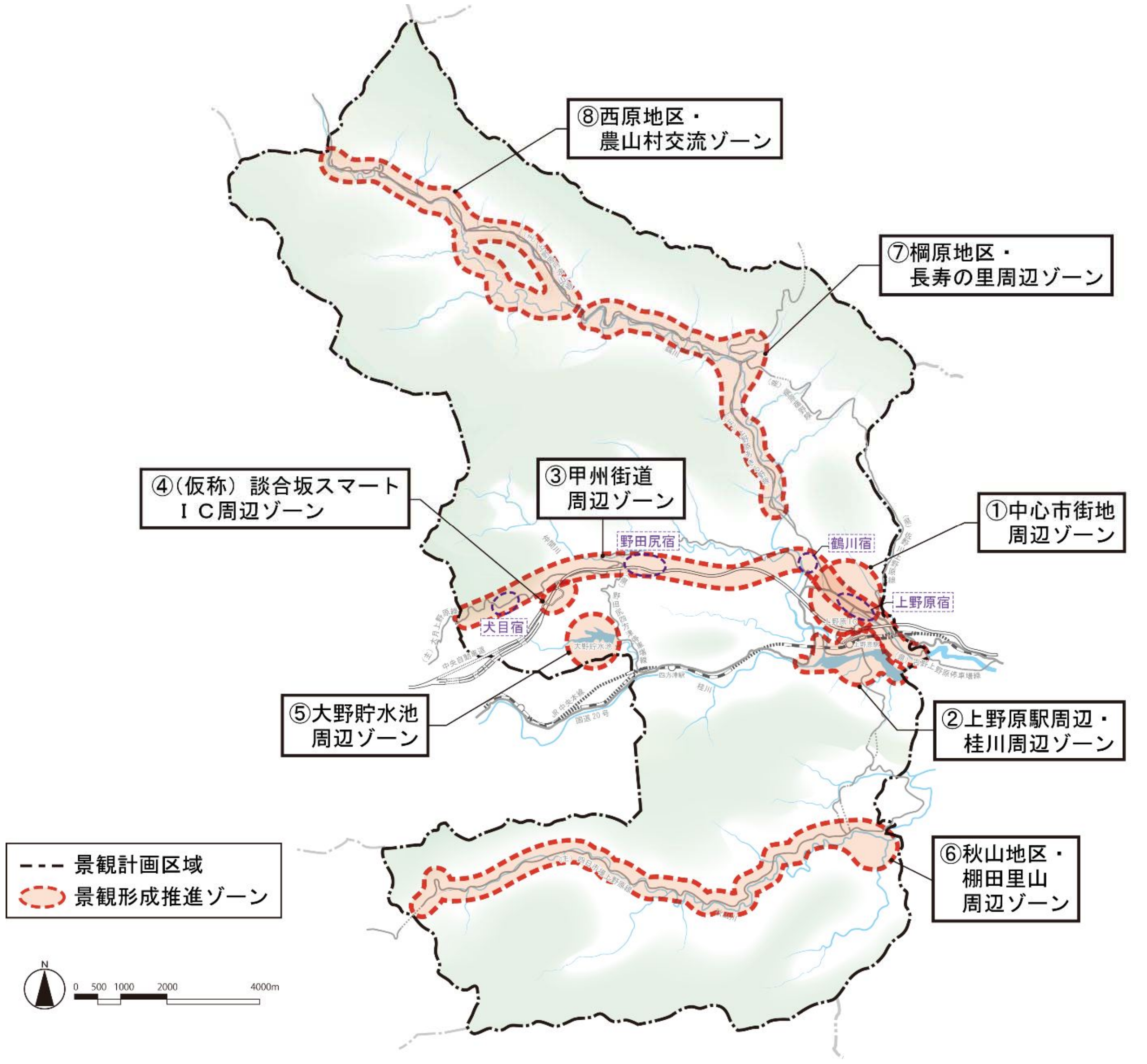

注）* 景観形成推進ゾーンについては、「第２章　３ 景観形成推進ゾーンの方針」を参照下さい。

■「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みフロー

景観形成推進ゾーン

●住民発意によるもの
●行政の提案によるもの

↓

準備段階 1 **市民による話し合いの場づくり**

- 市民参加の呼びかけ・準備会の設置など
- 協議組織の設置（「（仮称）○○地区景観まちづくり懇談会」など）

●住民の合意形成

↓

検討段階 2 **景観形成重点地区計画の作成**

- 地区の景観の現状と課題の把握
  （ワークショップ、まち歩き、勉強会など）

↓

- 景観まちづくり計画の作成
  - ○計画区域の設定
  - ○景観形成方針
  - ○行為の制限事項（届出対象行為、景観形成基準）
  - ○地区独自の取り組み方針　など

← 行政の支援
- ○情報の提供
- ○協議組織の運営支援
- ○景観アドバイザー等の派遣
- ○計画の策定支援　など

↓

指定段階 3 **景観条例に基づく「景観形成重点地区」の指定**

- 市民説明会の開催、地域の合意形成

↓ 地域の同意

「景観形成重点地区」の指定
（上野原市景観計画への位置づけ）

上野原市都市計画審議会 → 意見
上野原市景観条例 → 指定

↓

- 必要に応じ、景観法に基づく「景観地区」、「準景観地区」の指定を検討

↓

実施段階 4 **景観形成重点地区計画に基づく景観まちづくりの推進**

- 地区独自の届出制度の運用
  （地区独自の届出対象行為と景観形成基準に基づく良好な景観形成の規制・誘導）
- 景観形成に係る諸制度の活用の検討
  （景観協定、地区計画、建築協定、緑地協定等）
- 市民主導による景観まちづくりの促進（花植えなどの環境美化活動、景観教育の実践、景観マップの作成、地域イベントの開催等）
- 景観形成事業の推進（フットパス、サイン整備等）
- 景観形成に向けた支援・助成制度の活用

③ まちづくり事業と連携した景観形成の推進

良好な景観形成を進めるにあたっては、行政が率先し、規範となる取り組みが必要となります。

市内で実施中の上野原駅周辺整備、（仮称）談合坂スマートＩＣ周辺整備、シビックゾーン周辺整備などのまちづくり事業、あるいは計画・構想のある各種公共施設整備については、これらの各種まちづくり事業との連携を図り、本計画の景観形成方針や建築物等の行為に関する基本的方針などに基づき、景観的に質の高い整備に取り組んでいきます。

一方、先導的な景観まちづくりに掲げたフットパスプロジェクトは、表面的に装った景観づくりではなく、人と歴史文化にふれあう体験や風景を体感する取組みを重視し、風景を楽しみながら安全・快適に歩ける道づくりや、景観ポイントへのアクセスルートの整備が重要としています。そのため、地域住民や各種まちづくり事業と効果的に連携し、景観まちづくりの視点から道路や歩行者ルート、交通安全施設、既存のアクセスルートなどを見直し、魅力の向上に資する道づくりに取り組んでいきます。

また、まちづくりはソフト・ハードの両面を持ち合わせており、市民等による景観形成活動の内容に応じて、関係所管課との調整・連携のもと、公共空間の改善・整備など、適切な取り組みを検討していきます。

また、景観形成上重要な要因である土地利用や建築物の立地の制限などは、景観法だけでは対応できないため、都市計画法との連携が必要となります。そのため、各種法制度の相互調整を図りながら、市独自の規制・誘導方策を展開していきます。

特に、風致地区については、地区の現状に即した区域の見直し、地区住民の意向を反映した規制・誘導内容の見直しなどを検討する必要性があります。今後、景観法に基づく効果的な規制・誘導を進めながら、本計画との調整・整合を図りつつ、その他のまちづくり手法も含めた適正な規制・誘導のあり方を検討していきます。

･月見ヶ丘風致地区周辺

3 景観計画の推進に向けた施策

(1)景観施策の段階的な取り組みの推進

本市における景観まちづくりは、その一歩を踏み出した段階であり、今後、景観形成の重要性や必要性などへの理解を深めつつ、市民・事業者・行政の協働のもと、息の長い取り組みが必要になります。

また、一方では、上野原駅周辺整備など、緊急性を持つ課題も少なくありません。

本章で掲げた各種推進施策については、既に取り組みが行われているものや直ちに取り組み可能なもの、また、実施までに多くの検討期間や調整を要するものまで多岐にわたっています。

このため、当面、先導的に取り組まなければならない施策を抽出し、これらを進行管理できるよう3段階に分類し、段階的に取り組みを積み重ねていきます。

■当面取り組むべき施策の段階的な推進

区　分	Ⅰ　期 （概ね2年以内に着手）	Ⅱ　期 （概ね5年以内に着手）	Ⅲ　期 （概ね 10 年以内に着手）
市民意識の醸成と活動の芽の育成	●風景体験まち歩きイベント、景観懇談会等の開催 ●景観づくり講座や景観シンポジウム等の開催・充実 ●風景写真コンテストの充実 ●景観に関する既存活動の周知と体験活動の促進 ●山梨フィルムコミッションの活用	●地区景観マップの作成、既存マップとの連携 ●景観教育の実施	●その他の啓発活動
協働・連携による景観まちづくり活動の促進	●市民の話し合いの場や機会の充実 ●風景づくり市民懇談会やワークショップの継続 ●景観まちづくりの人材育成 ●景観形成活動団体の認定・登録制度の運用 ●公共施設づくりへの市民参加の促進 ●協働による景観資源の維持管理の促進 ●景観百選や眺望場所の選定 ●景観に関するパンフレットの作成 ●体験交流機会の充実と来訪者との交流促進	●景観まちづくり教育の活用 ●（仮称）景観まちづくり懇談会の設置 ●景観づくりサポーター制度の創設 ●景観顕彰制度の創設 ●景観資源の登録制度の実施 ●景観専用ウェブサイトの開設などの情報発信の充実	●その他の協働・連携による景観まちづくり活動
行政の体制や仕組みの充実	●行政窓口の充実 ●市職員の意識の向上と人材育成 ●行政推進体制の充実と関係機関との連携強化 ●景観審議に向けた上野原市都市計画審議会の拡充	●景観協議会の設置検討 ●景観形成に関する助成制度の充実 ●アダプトプログラムの活用 ●（仮称）上野原市公共施設デザインガイドラインの作成 ●サイン整備計画の見直し ●（仮称）上野原市屋外広告物条例の検討	●上野原市景観アドバイザー制度の創設 ●景観に関するルールづくりの推進（景観協定、地区計画、緑地協定、建築協定等）
先導的な景観まちづくりの推進	●景観重要公共施設の指定 ●景観形成推進ゾーンの取り組み ●（仮称）上野原市フットパスプロジェクトの取り組み	●景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ●景観形成重点地区の指定 ●上野原・風景を育む原点回帰プロジェクトの取り組み ●上野原励ましネットワークプロジェクトの取り組み	●景観農業振興地域整備計画の策定 ●甲州街道の歴史的景観保全指針づくり ●文化的景観の保全・活用に向けた選定の取り組み ●眺望景観の保全・活用指針づくり

(2)景観計画の見直しと進行管理

景観計画は、良好な景観づくりの方針など、景観施策の総合的な方向性を示すものであると同時に、行為制限を定めることにより、方針に基づく良好な景観形成を担保する規制・誘導の手段である側面を併せ持っています。

本市の景観まちづくりは、市民などの理解と協力を得ながら協働により進めることを基本としていることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を適切に講じていくことが必要となります。

そのため、本市の景観計画は、市民参加による協議・検討を通じた合意形成の段階が計画に反映されていく、「成長型の景観計画」としています。

本計画に示した施策や取り組みの進捗状況などに応じて、見直しや新たな施策・取り組みなどが必要な場合には、計画の見直しを図るものとします。また、景観まちづくりを取りまく社会経済情勢の変化や国、県、市の上位計画などに変更が生じた場合には、市民意向も踏まえ、各種のまちづくり施策とも連携しながら、適宜計画の見直しを図るものとします。

なお、大きな見直しが生じない場合、当面は前ページに示した主要な景観施策の段階的な取り組みに沿って進行管理を図ります。

・満開の桜の中を走る列車

参 考 資 料

参　考　資　料

1 策定経過

年度	年月	内容
【平成２６年度】 ■景観現況調査 ■市民アンケート調査	平成２７年　１月	◇景観市民アンケート調査の実施
	２月	◇広報に記事を掲載（計画策定のお知らせ、風景づくり市民懇談会メンバー募集） ○庁内関係課ヒアリング
【平成２７年度】 ■風景づくり市民懇談会 ■課題の整理	平成２７年　５月	◆第１回風景づくり市民懇談会
	６月	◆第２回風景づくり市民懇談会
	８月	◆第３回風景づくり市民懇談会（風景づくりフィールドワーク）
	１０月	◆第４回風景づくり市民懇談会
	１２月	◆第５回風景づくり市民懇談会
	平成２８年　１月	◆風景づくり市民プランの提出
	２月	○第１回庁内検討会 ●第１回策定委員会
【平成２８年度】 ■基本方針の立案 ■計画立案 ■調整と協議 ■計画素案の決定	平成２８年　４月	○第２回庁内検討会
	５月	●第２回策定委員会
	６月	○第３回庁内検討会
	７月	●第３回策定委員会
	１０月	○第４回庁内検討会
	１１月	●第４回策定委員会
	１２月	○第５回庁内検討会
	平成２９年　１月	●第５回策定委員会
	３月	◇広報に記事を掲載（パブリックコメント募集） ◇パブリックコメントの実施
【平成２９年度】 ■市民説明 ■審議と協議 ■計画の策定	平成２９年　５月	●都市計画審議会への素案の説明
	７月	◇住民説明会の開催
	１０月	○山梨県景観づくり推進室との協議
	１１月	●都市計画審議会への諮問と答申
	１２月	●上野原市景観条例の制定
	平成３０年　３月	●計画の策定と公表

2 策定体制

(1)策定体制と組織

本計画の策定にあたっては、計画づくりの初期の段階から景観市民アンケート調査の実施や市民参加による「風景づくり市民懇談会」の設置によるワークショップの実施、パブリックコメントの実施など、市民意見の把握と計画への反映に努めながら、次に示すような策定体制で進めてきました。

■景観計画の策定体制

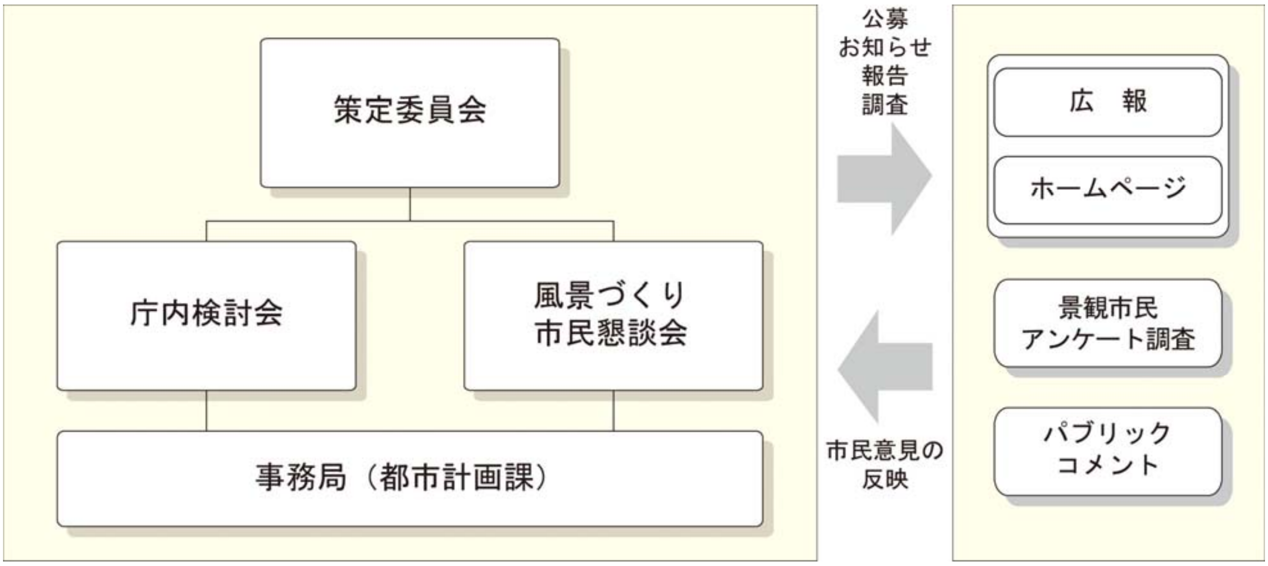

■策定委員会

学識経験者をはじめ、議会代表、団体代表、地域代表、風景づくり市民懇談会代表、行政関係者（山梨県、上野原市）からなる計画策定段階における最上位組織として、景観計画を総合的、専門的な見地から検討・調整を行い、計画素案の承認（原案の策定）を行いました。

■庁内検討会

上野原市関係各課の代表者からなる調査・検討段階におけるオーソライズ組織で、行政の立場から所属部署の方針や所管計画との調整など、計画素案の検討を行いました。

■風景づくり市民懇談会

一般公募や関係団体・地域の推薦などに応じた市民から構成され、景観計画立案における市民の検討組織として、市民の視点から地域の身近な景観のあり方を検討し、協議成果を「風景づくり市民プラン」としてまとめ、市に提出しました。

上野原市景観計画は、風景づくり市民懇談会から提案された「風景づくり市民プラン」が基礎となっています。

・風景づくり市民懇談会ワークショップ

(2)策定メンバー

① 策定委員会名簿

（順不同、敬称略）

所 属	職 名 等	氏 名	備 考
識見を有する者	山梨大学大学院　教授	大 山　勲	委員長
	帝京科学大学　元教授	飯 島　勤	
	上野原市観光協会　副会長	佐 藤　満	副委員長
	北都留森林組合　参事	中 田　無 双	
	上野原市農業委員会　副会長	中 村　哲 雄	
	市内建築士（一級建築士）	中 村　春 彦	
議会代表	市議会議員	山 口　好 昭	
	市議会議員	川 島　秀 夫	
関係機関	山梨県景観づくり推進室長	長 田　泉	
市民代表	風景づくり市民懇談会	佐々木 富 芳	
	風景づくり市民懇談会	宮 野　貴	
	風景づくり市民懇談会	酒 井　章 雄	
行政代表	上野原市教育委員会（文化財担当）	小 西　直 樹	
	経済課（商工・観光担当）	渡 邊 恭一郎	

・策定委員会

② 庁内検討会名簿

（順不同、敬称略）

<table>
<tr><th rowspan="2">課　名</th><th rowspan="2">担　当</th><th colspan="2">氏　名</th></tr>
<tr><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th></tr>
<tr><td>総務課</td><td>行政防災担当</td><td colspan="2">佐 藤　博 行</td></tr>
<tr><td>企画課</td><td>政策推進担当</td><td colspan="2">守 屋　晴 彦</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建設課</td><td>道路河川担当</td><td>富 田　昌 昭</td><td>関 戸　一 光</td></tr>
<tr><td>特命スマートＩＣ担当</td><td>関 戸　一 光</td><td>尾 形　公 芳</td></tr>
<tr><td>都市計画課</td><td>駅周辺整備推進担当</td><td colspan="2">曽 根　　剛</td></tr>
<tr><td rowspan="3">経済課</td><td>農村地域づくり担当</td><td colspan="2">安 留　　圭</td></tr>
<tr><td>農林整備担当</td><td colspan="2">臼 井　　修</td></tr>
<tr><td>商工観光担当</td><td colspan="2">渡 邊 恭一郎</td></tr>
<tr><td>社会教育課</td><td>社会教育担当</td><td colspan="2">小 西　直 樹</td></tr>
<tr><td>福祉課</td><td>福祉施設担当</td><td colspan="2">小笠原 嘉 秀</td></tr>
<tr><td>生活環境課</td><td>生活環境担当</td><td>加 藤　和 久</td><td>鷹 取　雅 臣</td></tr>
</table>

・庁内検討会

③ 事務局名簿

（順不同、敬称略）

<table>
<tr><th rowspan="2">課　名</th><th rowspan="2">職 名 等</th><th colspan="4">氏　名</th></tr>
<tr><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">都市計画課</td><td>課　長</td><td>井 出　明 彦</td><td colspan="2">伊 藤　弘</td><td>後 藤　学</td></tr>
<tr><td>計画担当リーダー</td><td colspan="2">佐 藤　通 朗</td><td colspan="2">中 村　慎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">計画担当</td><td colspan="4">飯 塚　宣 裕</td></tr>
<tr><td colspan="4">久 田　真 弘</td></tr>
</table>

3 風景づくり市民懇談会の概要

（1）風景づくり市民懇談会の目的と概要

◆風景づくり市民懇談会の目的
- 「風景づくり市民プラン」の検討
- 上野原市への提案書の提出
- 策定委員会への市民プランの提示と代表者参画
- 「上野原市景観計画」への成果の反映

◆風景づくり市民懇談会の進め方
- 平成27年5月～平成28年1月
  計6回開催（提案書提出含む）
- ワークショップ手法による協議
- 各回の協議のまとめ、各回かわら版の発行

・風景づくり市民懇談会フィールドワーク

（2）風景づくり市民懇談会の開催経過と名簿

■風景づくり市民懇談会の経過

第1回　平成27年5月21日（木）
〇市民懇談会発足（ワークショップガイダンス）
●**大切な風景！何とかしたい風景！**

第2回　平成27年6月24日（水）
〇景観市民アンケート調査報告
●**景観特性の再発見と課題の共有**

第3回　平成27年8月29日（土）
〇風景づくりフィールドワーク
●**風景づくりの課題と提案づくりの方向性の確認**

第4回　平成27年10月15日（木）
●**風景づくり市民プランの検討テーマと提案協議**

第5回　平成27年12月10日（木）
●**風景づくり市民プランのまとめ**

提案書提出　平成28年1月28日（木）
風景づくり市民プラン（提案書）の提出

■風景づくり市民懇談会名簿　（順不同、敬称略）

地　区	氏　名
上野原地区	宮野　貴
	酒井　章雄
	佐藤　満
	菊地　和夫
	秦　伸一郎
	長田　勇一
	飯島　勤
	伊藤　千春
島田地区	行田　敏雄
巌地区	佐々木　富芳
	大本　修
	湯川　俊弘
	臼井　佳祐
	渡邉　恭一郎
大目地区	坂本　友子
	富田　佳代子
甲東地区	曽根　悟子
大鶴地区	星野　郁男
	栗原　康子
西原地区	武原　志穂
	長田　洋美
	橋本　寿美子
棡原地区	石井　はるみ
	鷹取　幸代
秋山地区	佐藤　孝延
	関戸　信二
地域おこし協力隊	吉原　隆貴

(3)風景づくり市民プランの提案

趣　意　文

上野原市長　江口　英雄　殿

上野原市は全国的にも有名な河岸段丘やその周辺の傾斜地からなり、これらの特徴的な景観に囲まれた中で古くから人々の生活が営まれ、その過程で素晴らしい歴史的・文化的景観が創造され、維持されて参りました。

また近年では、週末などには多くのハイカーが山々の景観や自然を楽しみ、旧甲州街道や桂川などの水辺を訪れる方々も見受けられます。

この様に、自然、歴史的・文化的な資源やその景観は、私たち市民の情操を育み、ふるさとへの愛着をより一層高めるものとして非常に重要なものであるとともに、観光・交流・地域活性化などの大きな資源となり得るものです。

今回、私たち「上野原市風景づくり市民懇談会」では、平成 27 年５月の発足以来、５回の会議や現地調査を行って参りましたが、一番驚いたことは、私たち市民の多くが知らない魅力的な景観資源が存在し、また、それを育てている方がいらっしゃるという事実です。

これは、それだけ上野原の自然や歴史には多様性があるということ、そして、まだまだ上野原には、誇り、学びあえる数多くの宝物が眠っているということだと考えております。

そこで、市民懇談会では、これらの資源を含め、上野原の景観資源を守り育てていくことはもちろん、地域活性化・交流のために大いに活用することを提案としてとりまとめました。

今後、「上野原市景観計画」の策定や、「景観条例」の制定などが予定されているとのことですので、市当局におかれましては、市民懇談会の本提案を一つでも多く実現していただき、また、市民発意の主体的な活動に支援して下さいますよう切に希望致します。

平成 28 年 1 月 28 日

上野原市風景づくり市民懇談会　メンバー一同

・風景づくり市民プラン表紙

・風景づくり市民プランの提出

・風景づくり市民懇談会メンバー集合写真（市長を囲んで）

4 都市計画道路路線図

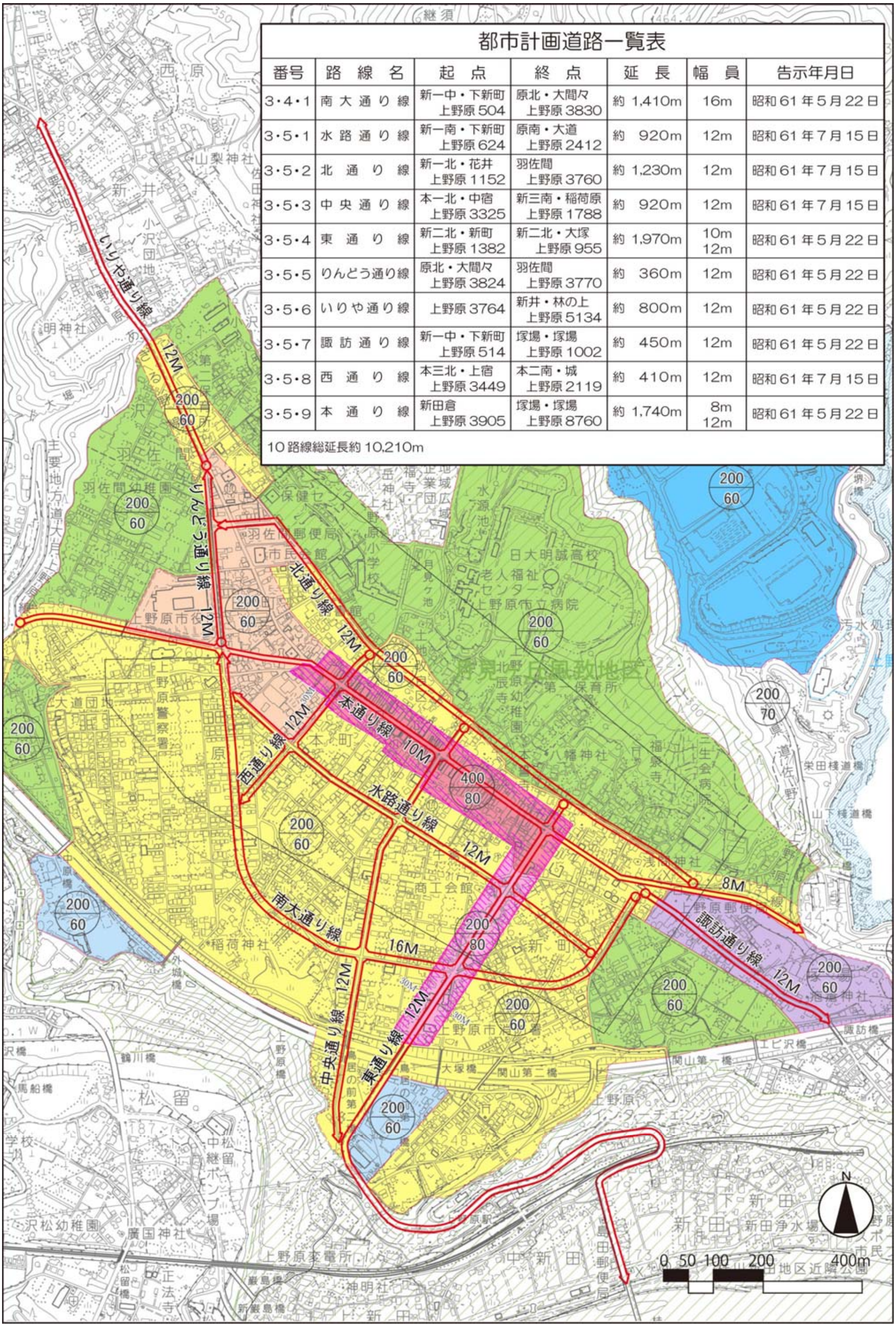

都市計画道路一覧表

番号	路線名	起点	終点	延長	幅員	告示年月日
3・4・1	南大通り線	新一中・下新町 上野原 504	原北・大間々 上野原 3830	約 1,410m	16m	昭和 61 年 5 月 22 日
3・5・1	水路通り線	新一南・下新町 上野原 624	原南・大道 上野原 2412	約 920m	12m	昭和 61 年 7 月 15 日
3・5・2	北通り線	新一北・花井 上野原 1152	羽佐間 上野原 3760	約 1,230m	12m	昭和 61 年 7 月 15 日
3・5・3	中央通り線	本一北・中宿 上野原 3325	新三南・稲荷原 上野原 1788	約 920m	12m	昭和 61 年 7 月 15 日
3・5・4	東通り線	新二北・新町 上野原 1382	新二北・大塚 上野原 955	約 1,970m	10m 12m	昭和 61 年 5 月 22 日
3・5・5	りんどう通り線	原北・大間々 上野原 3824	羽佐間 上野原 3770	約 360m	12m	昭和 61 年 5 月 22 日
3・5・6	いりや通り線	上野原 3764	新井・林の上 上野原 5134	約 800m	12m	昭和 61 年 5 月 22 日
3・5・7	諏訪通り線	新一中・下新町 上野原 514	塚場・塚場 上野原 1002	約 450m	12m	昭和 61 年 5 月 22 日
3・5・8	西通り線	本三北・上宿 上野原 3449	本二南・城 上野原 2119	約 410m	12m	昭和 61 年 7 月 15 日
3・5・9	本通り線	新田倉 上野原 3905	塚場・塚場 上野原 8760	約 1,740m	8m 12m	昭和 61 年 5 月 22 日

10 路線総延長約 10,210m

5 用語解説

あ 行

アイストップ

街角や見通しの良い通り景観の正面にあり、人の視線を引きつけ、注意を引く山や建築物、工作物、樹木などのこと。

アグリツーリズム

農場で休暇を過ごしたり、農業体験を通して、ふれあいの中で生まれる交流を楽しむ余暇活動のこと。広義には「都市と農村の交流」のこと。

空き家バンク（制度）

空き家の有効活用を通し、地域住民と都市住民の交流拡大および定住促進による地域の活性化を図る事を目的に、空き家情報の提供を行う制度のこと。空き家などを賃貸および売却を希望する所有者から物件の提供を求め、行政のホームページなどを通じて「空き家バンク」へ登録した物件情報を希望する人へ提供するもの。

アダプトプログラム（里親制度）

ボランティアとなる住民や団体が里親となって、一定区画（花壇など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行い面倒をみる仕組みのこと。

アドバイザー

助言（アドバイス）や忠告を行う者のこと。

アプローチ

近づく、接近すること。建築などの分野では、門から玄関にかけての導入路のことをいう場合もある。

遺 構

昔の都市や建造物の形、構造などを知るための手がかりとなる残存物のこと。考古学では、住居跡・倉庫跡・水田跡など、その配置や様式を知る手がかりとなる基壇や柱穴などのことをいう。

意 匠

英語のデザイン（design）の訳語で、一般には形・色・模様・配置などにおける装飾上の工夫・図案などを意味する。広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計行為などにも用いられる。

インバウンド（観光）

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。日本は、観光を成長戦略として位置づけ、その重点施策として訪日外国人旅行（インバウンド）の増大を図ってきており、今後の人口減少による国内観光需要の減少が予測されるなか、インバウンドの推進は地域観光収入の増加、雇用の創出、地域経済の活性化につながり、地方創生の軸のひとつとして地域の発展に大きく寄与することが期待されている。

ウェブサイト

インターネット上のサービスのひとつである WWW（World Wide Web：ワールド・ワイド・ウェブ）を用いて提供される、一連の情報の集合体のこと。1 冊の本のように、ひとまとまりに公開されているウェブページ群のこと。

ウォークラリー

野外で開催され、グループ単位で与えられたクイズなどを解きながら一定の距離を歩くレクリエーションゲームのこと。

エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、リクリエーション）のこと。エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

NPO

ノンプロフィットオーガニゼーション（英語：Non-Profit Organization）の頭文字をとった略語で、特定非営利活動法人のこと。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織のこと。

エリア

一定の区域、地域、地帯のこと。

縁側カフェ

古民家や農家の縁側等を活用し、その雰囲気を楽しみながらゆっくりくつろぐというスタイルの喫茶店（カフェ・飲食店）のこと。単に喫茶や飲食が目的ではなく、情報交換の場や地域活性化の場としての活用も行われている。

オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

オーソライズ

正当と認めること。公認すること。（英語：authorize）

オープンスペース
公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

往　時
過ぎ去った時や時期のこと。その当時などの意味で用いる。

屋外広告物
常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもののこと。屋外広告物法第２条に規定されている。

恩　恵
恵み、いつくしみのこと。

か　行

ガイドライン
ある物事に対する方針についての指針・指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

開発行為
建築物の築造などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為のこと。

回　廊
寺院、教会、宮殿などにおいて、建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた廊下のこと。本計画では、豊かな環境や地域を自由に移動しながら風景を楽しむルートを風景回廊と呼んでいる。

界　隈
住宅地、商店街、観光地など、景観的に同質な雰囲気を感じさせる一帯（まとまりのある一定の範囲）のこと。

河岸段丘
河川に沿って分布する平坦面（段丘面）と急崖（段丘崖)から成る階段状の地形のこと。

架道橋
道路や鉄道線路の上をまたぐように架ける橋のこと。

かなやま金山
高柄（塚）山と金山峠にはさまれた金山川を中心に、その渓谷と山腹に分布している金抗跡。現在十戸ほどの集落があり、金山沢の下流では近年に至るまで民間で砂金を採取していた。

環境教育
環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。

勧　告
ある行動をとるように説き、勧めること。行政機関が、相手方の任意の協力・同意を得て、公共としての意思を実現しようとする行為のひとつ。その性質は、法的拘束力をもたない非権力的行政行為であり、強制力はない。

緩衝緑地
住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭などの公害の防止・緩和や、工業地帯の災害防止などを目的として設けられる緑地のこと。

間　伐
森林の成長過程で密集化する立木を間引くこと。

既成市街地
都市において、既に建物や道路などができあがって市街地が形成されている地域のこと。

基　調
作品・行動・思想などの根底を一貫して流れる基本的な考え方のこと。

キヌア
南米が原産の雑穀の一種。栄養価が高いことから、近年ヨーロッパや日本で健康食品として注目されている。上野原市では、耕作放棄地の解消策として栽培の取り組みが行われている。

仰　瞰（ぎょうかん）
下から上を仰ぎ見ること。また、その景観を仰瞰景という。

郷　愁
他郷にあって故郷を懐かしく思う気持ちのこと。また、過去のものや遠い昔などにひかれる気持ちのこと。

協　奏
複数の構成要素が連携し合うこと。

協　働
複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。まちづくりの場合、住民と行政等がそれぞれの役割を担いながら、ともに協力し取り組みを進めるという意味で用いる。

近代土木遺産
平成 12 年に土木学会が創設し、幕末から昭和 20 年代までにつくられた土木施設の中で、現存しているものを「近代土木遺産」と名づけ、そのうち

特に価値が高く貴重なものを「選奨土木遺産」として、毎年10件程度を認定し表彰している。選奨土木遺産には、今後良好に保存されれば、将来的には国の重要文化財として指定される可能性があるものも多く含まれている。

グリーンツーリズム

農山漁村において、その自然と文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。また、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取り組みのこと。

郡内織

山梨県の郡内地域（富士吉田市、西桂町、都留市、大月市、上野原市）で生産される織物のこと。郡内織物のシンボルとして甲斐絹が知られ、全国でも有数の高級織物産地となっている。

景観アドバイザー（制度）

景観アドバイザーとは、景観づくりが円滑に進められるよう、都市デザイン、建築、造園、緑化などの専門的な立場からアドバイスや助言を行う者のこと。景観アドバイザー制度とは、住民、事業者、市町村などが行う景観づくりに関して、これを支援するため、計画の立案から実施にいたるまで、それぞれの要請に応じて景観アドバイザーの派遣・依頼を行う制度のこと。

景観行政団体

景観行政を担う主体であり、政令指定都市、中核都市は自動的に景観行政団体になる。その他の市町村は都道府県との協議により、景観行政団体になることができる。平成29年4月現在、全国で698の地方公共団体が、山梨県においては26市町村が景観行政団体となっている。

景観協定

景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定で、協定の締結には景観計画区域内の一団の土地所有者や借地権者の全員の合意が必要となる。地域の特性にあったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度。

景観地区

景観法の規定に基づき、市町村が良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区のこと。市町村は、景観法に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、都市計画として、景観地区を定めることができる。景観地区では、（1）建築物の形態意匠、（2）建築物の高さ、（3）壁面の位置、（4）建築物の敷地面積について制限できる。

景観法

平成16年6月に制定された、我が国で初めての景観についての総合的な法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構等の仕組み、支援等必要な措置などを定めている。

景勝地

旅行などで訪れる景色のよい場所、観光地、観光名所、観光スポットのこと。

啓　発

人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・理解に導くこと。

ゲストハウス

一般に、アメニティサービスなどを省いた素泊まりの宿のこと。外国人旅行者やバックパッカー向けの比較的安く長期に泊まれる簡易宿泊施設の呼称として用いられることが多い。

結節点

つなぎ合わされた部分、つなぎ目、むすび目のこと。交通結節点は、人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所のこと。

牽　引

大きな力で引っ張ること、引き寄せること。また、大勢の先頭に立って引っ張っていくこと。

顕在化

顕在とは、はっきりと形に現われて存在すること。顕在化とは、これまであまりわからなかったものやことが、はっきりと現われてくること。

顕　彰

隠れた善行や功績などを広く知らせること。広く世間に知らせて表彰すること。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

建築行為

建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には建築物を新築、増築、改築または移転することをいう。

原風景

人の心の奥にある原初の風景、原体験におけるイ

メージのこと。懐かしさの感情を伴うことが多く、実在する風景ではなく心象風景である場合もある。原風景は、個人のものの考え方や感じ方に大きな影響を及ぼすことがある。

光　源

光を発生するみなもと、光を放射する物体・機器のこと。

工作物

人為的に地上や地中につくられた建造物のこと。建築物も広義の意味では工作物であるが、本計画では、建築物以外の建造物を工作物と呼んでいる。

五　感

動物やヒトが外界を感知するための多種類の感覚機能のうち、古来からの分類による５種類、すなわち視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚をさす。

コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりを行う際に対象とする地域社会の意味などで使用される。

コモアブリッジ

山の高台に造成されたニュータウンの「コモアしおつ」と、麓の JR 中央本線四方津駅を結ぶ移動経路の愛称。ガラスのドームに覆われた斜行エレベーターとエスカレーターが設けられている。

固　有

本来備わっていること、そのものだけにあること。特有。

コンシェルジュ

ホテルの宿泊客のあらゆる要望、案内に対応する総合世話係のことであるが、近年では派生して、特定の分野や地域情報などを紹介・案内する人のこともこう呼ばれる。

さ　行

サイフォン

液体を一度高所に上げてから、低所に移すために用いる曲管のこと。反対に、液体を一度低所に導いてから高所に移すために用いる曲管を逆サイフォン（伏せ越し）といい、下水道施設などで用いられている。

サイン

元来、記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説板、看板などの総称として用いられる。

里　山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びついて維持されてきた森林のこと。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

サポーター

支持者、後援者のこと。

山　稜

山頂から山頂へ続く峰すじのこと。山の尾根。

シークエンス

景観の分野でいうシークエンスは、乗物から見る景観など、移動する視点から連続して変化する景観のことをいう。これに対し、山頂の展望台など、固定的な視点から対象を眺める透視図的な眺めをシーン景観という。

視点場

視点が位置する場所のこと。視点は景観を見る人の位置であり、視点場は視点である人間が位置する場所のことをいう。

地場産業

特定の地域にその立地条件を生かして定着し、ある特定業種が集中立地しながら地域資源を用いた特産品などを製造する産業のこと。

シビックゾーン

一般に、公共施設が集積する一帯のこと。上野原市都市計画マスタープランにおいては、上野原地区の中心市街地と上野原駅周辺を地域拠点として位置づけ、本市の都市圏域の自立を支え、牽引する拠点とすることとしている。その中でも、市役所、病院、学校などの公共公益施設が集積する市民生活の中心となる区域をシビックゾーンとして位置づけている。

遮へい

人目や光線などからさえぎること。景観では、対象物の手前に塀や樹木などを配置することで、視線をさえぎり、見えなくする場合などに用いる。

社　叢

神社の森のこと。「鎮守の森」とも呼ばれ、古い時代から残されてきたものが多い。

修　景

良好な景観を形成するために、周辺の自然景観やまちなみ景観と調和するよう、建築物や工作物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、

景観の改良・改善を図ること。

準景観地区

景観地区に準じた地区で、都市計画区域及び準都市計画区域外において、景観法の規定に基づき市町村が良好な景観の形成を図るために定めた地区のこと。景観地区と同様に行為の規制ができるが、規制の項目、規制の担保措置、違反の是正措置等は市町村の条例で定める必要がある。

醸 成

ある状態・気運などを徐々につくり出すこと。

象 徴

抽象的な思想・観念・事物などを具体的な事物によって理解しやすい形で表すこと。また、その表現に用いられたもの。シンボル。

条 例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

心 象

心の中に描き出される姿・形のこと。心に浮かぶ像、イメージのこと。実際に目で見る風景に対し、心の中に思い描く風景を「心象風景」という。

人 智

人間の知識や知恵のこと。

シンポジウム

聴衆の前で、特定の事項について何人かが意見を述べ、参加者と質疑応答を行う形式の討論会のこと。

森林療法

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリング、森林浴、森林レクリエーションなどを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

親和（性）

なごやかに親しむこと、なじみ、仲良くなること、異種の物質がよく化合することなどの意味があるが、景観の分野では景観の要素間の相性や組み合わせが良好で、良くなじんでいることをいう。

水源涵養

地表を流れる河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力を水源涵養機能という。河川の上流に広がる森林は、雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地下水として放出することで水源涵養機能を果たしており、こうした森林を水源涵養林という。

隧 道

トンネルのこと。他に、地下道や棺を埋めるために地中を掘り下げて墓穴へ通じる道などの意味もある。

スカイライン

山や建築物などが空を画する輪郭線のこと。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

ストリートファニチャー

道路や広場などに置かれるベンチ、案内板、街灯、水飲みなどの屋外装置物の総称。屋外（道路）の家具という意味合いからこう呼ばれる。

スポット

局地的な地点や場所のこと。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ（ＩＣ）で、通行可能な車両を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジ（ＩＣ）のこと。

整序（感）

一定の秩序が感じられ、整っているようすのこと。

せいだのたまじ

棡原地域に代々伝わる郷土料理で、「せいだ」は地域特有のじゃがいもの呼び名で、「たまじ」はその中でも特に“小さい粒のじゃがいも”のこと。「せいだ」は、この地にじゃがいも栽培を広めた江戸時代の代官・中井清太夫（なかいせいだゆう）の名前に由来する。

生物（の）多様性

色々な生物が存在している様子のこと。生態系、種、遺伝子など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。生物の多様性は、人類を含めた多くの生命にとって欠かすことの出来ない命の土台であるが、自然環境の悪化に伴い、これまでにない早さで失われつつある。そのため、生物多様性の保全を図るため自然保護の取り組みが世界各地で進められている。

堰

水路や河川などの水を分流したり、流量を調整したり、水をせき止める目的で設けられる構造物のこと。

潜在的

表面に現れないで内部に隠れて存在しているようすのこと。

雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギやコナラ、エゴノキなどを中心に土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

た　行

多自然工法

自然や生態系に配慮した工法のことで、道路ではけものみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木など、生き物の生息に配慮した緑化などが行われる。

棚　田

急傾斜地に階段状につくられた水田のこと。近年、文化的景観の代表例として紹介されることも多く、その価値が見直されている。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、公共施設の配置・規模、建築物などに関する制限などを定め、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するために定められる計画のこと。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、地元でとれた生産物をその地域で消費すること。食糧に対する安全志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深めることや、農業など関連産業の活性化の取り組みとしても期待されている。

中山間地域

平野の外縁部から山間地をいう。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の 73%を占めている。

長寿食

地場産の麦を中心とした穀類、野菜、山菜、芋類、豆腐、味噌、酒まんじゅう等の食農文化が長命に結びつくことから、長寿村として一躍全国的に有名になった棡原地域の昔ながらの素朴な粗食のこと。

鎮守の森

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林の通称。かつては神社を囲むように必ず存在した森林のことで、杜の字をあてることも多い。

ツアー

周遊、観光旅行、小旅行のこと。

ツーリズム

観光事業、旅行業、または観光旅行のこと。

道祖神

峠や辻・村境などの道端にあって悪霊や疫病などを防ぐ神のこと。路傍の神の典型であり、総称でもある。近世以降は、作神、縁結び、夫婦和合などの神ともされ、丸石、陰陽石、男女２体の石造などを神体としている。

届出制度

ある者が特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知することを義務づける制度のこと。

トラスト（活動）

募金活動などを通じ、民間の自主的参加を得て、歴史的価値を有する文化遺産や良好な自然環境を有する土地を取得するなどし、それらの適正な管理、保全および活用を図っていこうとする運動のこと。

トレイル

森林・原野・山地などの踏み分け道、山の小道のこと。ウォーキングトレイルなどのように、散策路としての意味で用いられる場合もある。

トレイルランニング

ランニングスポーツの一種で、舗装路以外の山野を走るスポーツのこと。マラソンと登山の両者の要素を併せ持つスポーツとして人気を集めている。

な　行

生　業（なりわい）

生活を営むための仕事のこと。

ニーズ

必要とされること。要求、需要のこと。

日本三大桜

岐阜県の「淡墨桜」、山梨県の「山高神代桜」、福島県の「三春滝桜」が日本三大桜とされ、国の天然記念物に指定されている。

ネットワーク

元来は、「網細工、網の目のような組織」という意味であるが、まちづくりの分野では、地域に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるために、相互連携を図ること。または、その連携網のこと。

農地バンク制度

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足等により遊休農地等が増加傾向にあり、このような農地を登録してもらい、借り受け希望者へ紹介し、農地の有効活用と貸し借りを支援する制度のこと。

法　面（のりめん）

切土や盛土によって造成された人工的な斜面のこと。

法　枠（のりわく）

法面の風化、浸食防止、崩壊の抑制を目的に設置される格子状のコンクリート構造物のこと。法枠内を植生で被覆する場合もあるが、モルタルを吹き付ける場合もあり、景観的には周辺景観との違和感や圧迫感が生じている。

のろし（烽火）

合図や警報のために、薪（たきぎ）・火薬などを用いて高くあげる煙のこと。甲斐国東部の軍備上の最前線地域であった当地には、古戦場や砦跡、のろし台跡などが市内各所にみられる。

は　行

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」のこと。

旅　籠（はたご）

近世以降（おもに江戸時代）に出現した、旅人を宿泊させ食事を提供する宿泊施設のこと。

パノラマ

見渡す限りの広々とした風景、全体を一望できる風景のこと。

パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、計画の策定などにあたり、原案を事前に公表して住民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度のこと。

ビューポイント

良好な景観を眺めることができる地点や場所のこと。視点、観点、立場、見どころなどの意味もある。

ヒューマンスケール

建築や外部空間などで、人間が活動するのにふさわしい空間のスケールのこと。人間の感覚や動きに適合した適切な空間の規模や物の大きさのこと。

表　象

象徴、シンボル、または象徴的に表すこと。直観的に心に思い浮かべられる像のこと。

ファサード

建築物の正面の外観のこと。側面または背面にも外観として重要な面である場合には、ファサードと呼ぶことがある。

ファンド

基金。資金。金融機関等の機関投資家や個人から集めた資金を運用し投資する基金のこと。

フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究活動のこと。

フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション（野外撮影）を地元に誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動のこと。ふるさとの自然や歴史等をＰＲし、住民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。現在、山梨県で「山梨フィルムコミッション」を推進している。

風光明媚

自然の景色が美しいこと。また、そのさま。

風　致

自然の風景などが持つおもむき、味わいのこと。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のこと。

風致地区

都市の良好な風致景観を維持するために、都市計画法第８条第１項第７号に基づき定める地域地区のひとつであり、本市では、月見ヶ丘風致地区と島田風致地区の２ヵ所を指定し、条例に基づき維持・保全を行っている。

風　土

その土地の気候・地味・地勢・景色（景観）などのありさま。人間の文化の形成などに影響を及ぼす精神的な環境のこと。

フォトロゲイニング

地図をもとに時間内にチェックポイントを回り、得点を集める新しい観光型スポーツのこと。チームごとに作戦を立て、チェックポイントでは見本と同じ写真を撮影する。

付加価値

生産過程で新たに付け加えられる価値のこと。何らかのモノを使って、新しいモノを生み出すと元々のモノより高価値なモノとなり、このように

「価値が付加される」という意味合いで「付加価値」と呼ばれる。一般的に使われる場合、通常とは違う、独自の価値やサービスが付随するケースに用いることが多い。

富岳三十六景

江戸時代中・後期の浮世絵師、葛飾北斎の作成した代表的な風景画・浮世絵である。「富嶽」は富士山を指し、各地から望む富士山の景観を描いている。

俯　瞰（ふかん）

山の上から市街地を眺める場合などのように、高い所から見下ろすこと。また、見下ろした場合に見える景観を俯瞰景という。

富士講

「富士を拝み、富士山霊に帰依し、心願を唱え、報恩感謝する」というわかりやすい教えが広まり、江戸時代から昭和初期にわたり続いた庶民の信仰のこと。浅間講ともいい、富士山へ登拝し修行することを目的とする。

フットパス

英語のフットパス（footpath）のことで、日本語では「散歩道」となる。森林や田園地帯、古いまちなみといった、風景を楽しみながら散歩できる小道のことをいう。そうした小道を散歩することをフットパスウォークという。

普　遍

全体に広く行き渡ること。例外なくすべてのものにあてはまること。共通すること。

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

プロセス

仕事を進める方法、手順のこと。過程、経過のこと。

プロムナード

散策、散歩道、遊歩道のこと。

文化的景観（制度）

文化的景観とは、文化財保護法で「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第一項第五号）」と定められている景観のこと。「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など、人と自然との関わりの中でつくり上げられた景観（＝文化的景観）も保護の対象として位置づけられた。

分節（化）

全体をいくつかの区切りに分けること。また、その区切りのこと。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の公園という意味。

ポタリング

呼吸を乱さない程度の速度で自転車を走らせる有酸素運動主体の散歩的なサイクリングのこと。「のんびりする」、「ぶらつく」という意味の英語（potter）に（-ing）を付けた造語。

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人のこと。

ま　行

まちミューフットパス

甲府市にある NPO 団体「つなぐ」による取り組みのひとつ。まちをミュージアムと見立て、その景観をまち歩きを通して体感するための道を「まちミューフットパス」と位置づけている。

マナー

態度、礼儀、礼儀作法のこと。

マンセル値

マンセル表色系（マンセルカラーシステム）とは、色を定量的に表す体系のひとつで、色の三属性（色相、明度、彩度）をそれぞれ記号と数値で表すことにより色を体系的に表現している。この値を、マンセル値またはマンセル記号という。色相は色合いの違い、明度は色の明るさの度合い、彩度は色の鮮やかさの度合いを示している。

や　行

有機的

有機体のように、多くの部分が緊密な連関をもちながら全体を形づくっているさま。

遊休農地

過去一年間以上にわたって耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

融　合

二種以上のものが、結び合ったり、重なったり、混じりあったりして、ひとつになること。

要　衝

軍事・交通・産業などのうえで大切な地点、要所のこと。

擁　壁

造成工事などで出現した崖や盛土を保持するために築造する壁状の構造物のこと。

ら　行

ランドマーク

地域の目印や象徴的な建造物、自然物のこと。建造物しては記念碑や塔、建築物などがあり、自然物としては、山や特異な地形、奇岩などがある。

稜　線

山の峰から峰へ続く尾根線のこと。

緑地協定（制度）

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地所有者等の全員の合意により、市町の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置などが定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

ルーラル（ツーリズム）

田舎の、田舎らしい、という意味。ルーラルツーリズムとは都市住民が農村住民と交流し、地域の伝統文化を学んだり、郷土料理を味わうといった田舎らしさを体験・楽しむ余暇活動のこと。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

ローカル駅

小規模な地域内輸送、ないしは地域間輸送に供する鉄道路線の駅のこと。ローカル駅は地域の足としての利用だけでなく、観光地の鉄道駅として活用されているものも多い。

6次産業

第１次産業である農林水産業が、その生産力だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第２次産業や第３次産業にまで踏み込むこと。１×２×３＝６であることから６次産業と呼ばれる。農林水産省は、農漁村の活性化のため、地域の第１次産業とこれに関連する第２次、第３次産業に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う６次産業化の取り組みを推進している。

わ　行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

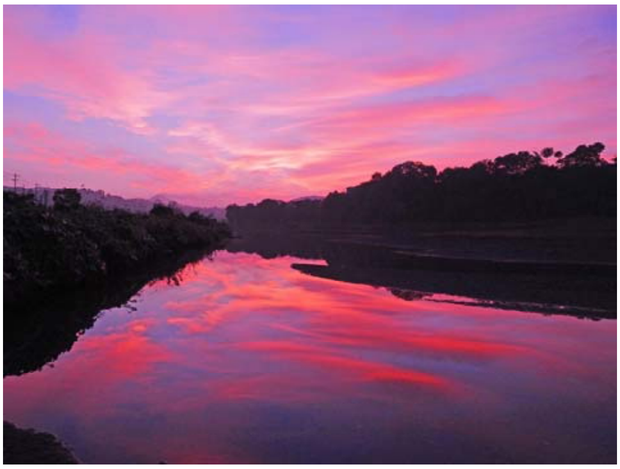

上 野 原 市 景 観 計 画

平成 30 年 3 月

発　行：上野原市

編　集：都市計画課

〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832 番地
TEL 0554-62-3191　FAX 0554-62-1086
URL https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/

協　力：株式会社 ブレーンズ

上 野 原 市 景 観 計 画

LANDSCAPE PLANNING OF UENOHARA CITY

上 野 原 市